

# 鳥取県男女共同参画白書

～令和2年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

－資料編－

鳥 取 県



# 目 次

## データで見る男女共同参画の現状

### 鳥取県の人口と世帯 . . . . . 1

- (1) 人 口 1.人口の推移/2.年齢3区分別人口の推移
- (2) 世 帯 1.一般世帯数、1世帯当たり人員の推移/2.一般世帯の家族類型別世帯数の推移
- (3) 人口動態 1.「合計特殊出生率」全国との比較/2.「出生・死亡」全国との比較/3.「婚姻・離婚」全国との比較/4.年齢階級別未婚率

### 「第4次鳥取県男女共同参画計画」基本テーマ

#### テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり . . . . . 5

- 1.「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度/2.仕事と生活の調和に関する希望と現実/3.「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定状況/4.職場における男女平等感/5.年齢階級別労働力率/6.女性の年齢階級別労働力率の経年変化/7.男女別就業率の推移/8.夫婦とも就業者である世帯の推移/9.雇用形態別雇用者数の推移/10.一般労働者の月間所定内給与額/11.短時間（パートタイム）労働者数、時間内所定給与額/12.産業大分類別就業者数/13.従業上の地位別就業者数の推移/14.農業委員に占める女性の割合/15.女性認定農業者数の推移/16.家族経営協定締結農家数/17.議会議員における女性割合の推移/18.審議会等委員における女性割合の推移/19.自治体管理職における女性割合の推移/20.教員における女性割合/21.自治会長における女性割合/22.消防団員における女性割合

#### テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり . . . . . 16

- 1.母子保健関係指標の推移/2.人工妊娠中絶件数の推移/3.保健所における HIV 抗体検査・相談受付件数の推移/4.死亡原因の内訳/5.がん検診受診率の推移/6.65 歳以上の要介護等認定者数/7.障がい者雇用率の推移/8.性的マイノリティへの認知と理解/9.ひとり親世帯の就業状況/10.ひとり親世帯の年間収入/11.ひとり親世帯の世帯構成/12.ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験/13.性暴力の被害経験/14.性犯罪認知件数/15.DV相談件数、一時保護数の推移/16.男女共同参画センターにおける男性相談の推移

#### テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり . . . . . 23

- 1.男女の役割分担意識/2.「男性も女性も外で働き、ともに家庭を守る」という考え方について/3.社会通念・慣習などにおける男女平等感/4.子ども会役員における男性の割合/5.男女有業者の週平均生活時間

詳しくは令和3年9月発行の「令和2年度男女共同参画白書（本編）」をご覧ください。

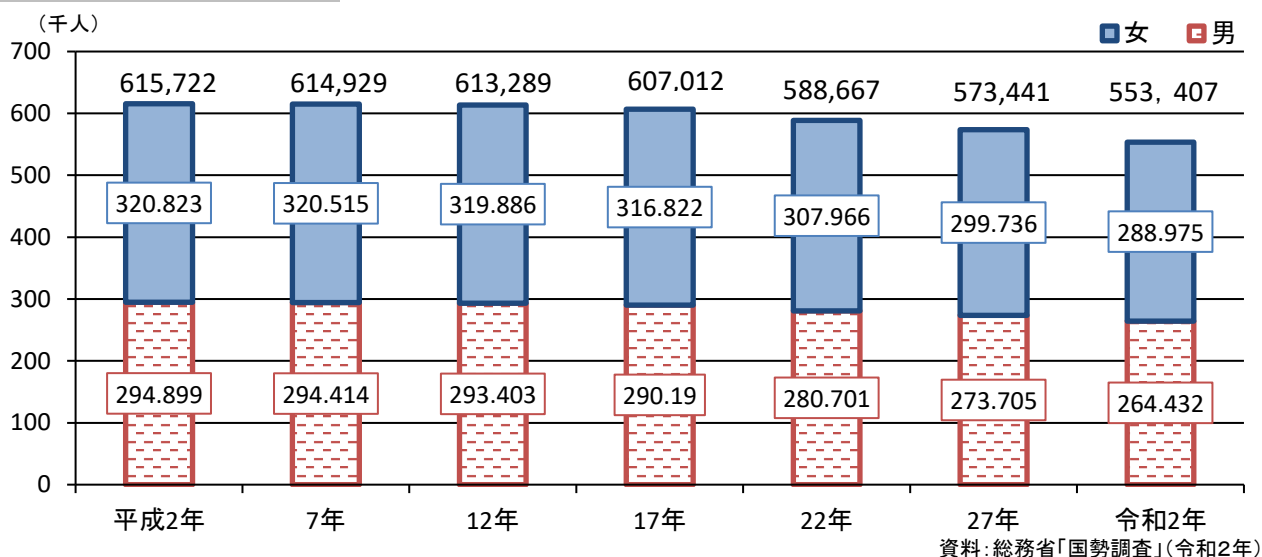
# データで見る男女共同参画の現状

## 鳥取県の人口と世帯

### (1) 人口

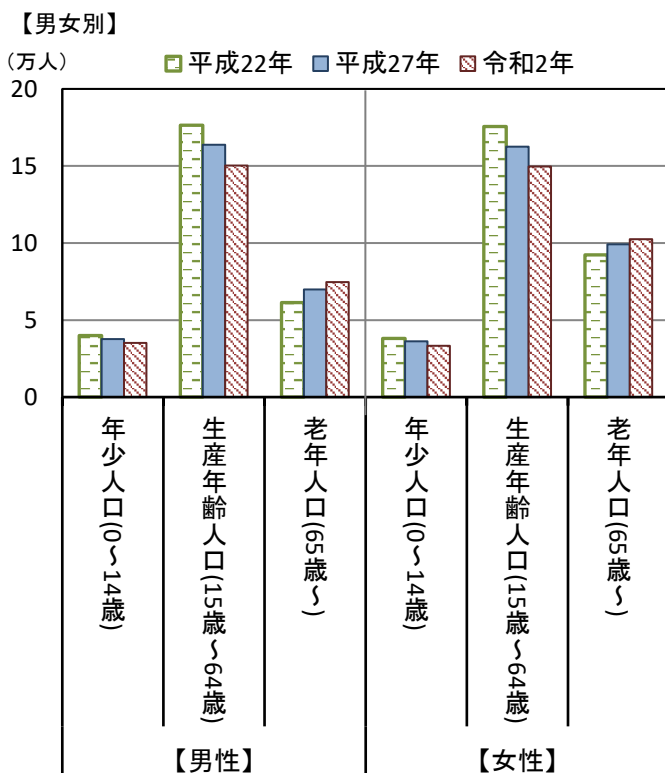
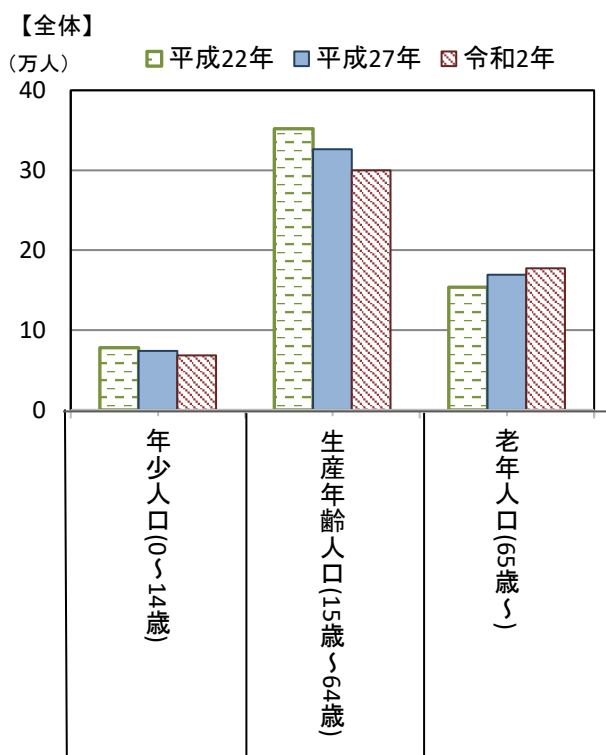
令和2年の国勢調査によると、本県の人口は553,407人で平成27年に比べ20,034人減少している。男女別に見ると、女性が288,975人、男性が264,432人で、女性が男性より24,543人多い。

図(1)-1 人口の推移



令和2年の国勢調査によると、男女とも本県では高齢化が進んでおり、年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)とも一貫して減少している。

図(1)-2 年齢3区分別人口の推移

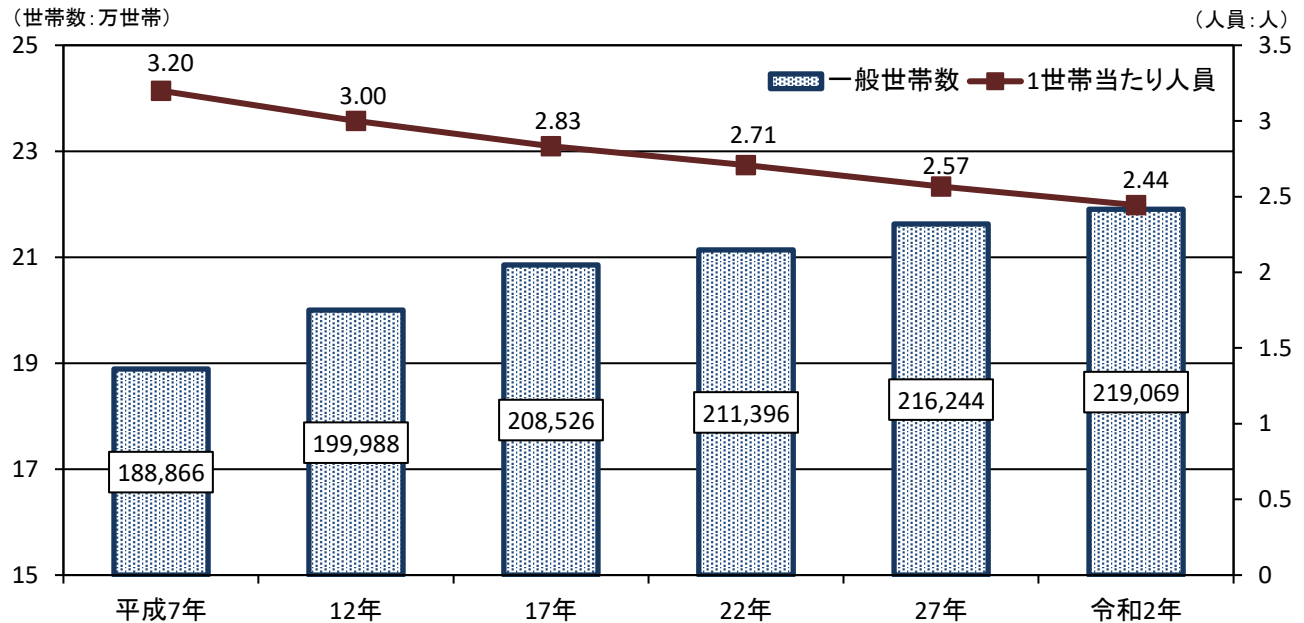


資料: 総務省「国勢調査」(令和2年)

## (2) 世帯

令和2年の国勢調査では、本県の一般世帯数は平成27年に比べ2,825世帯増加しているが、1世帯当たり人員は0.13人減少し2.44人となり、世帯規模の縮小は続いている。

図(2)－1 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

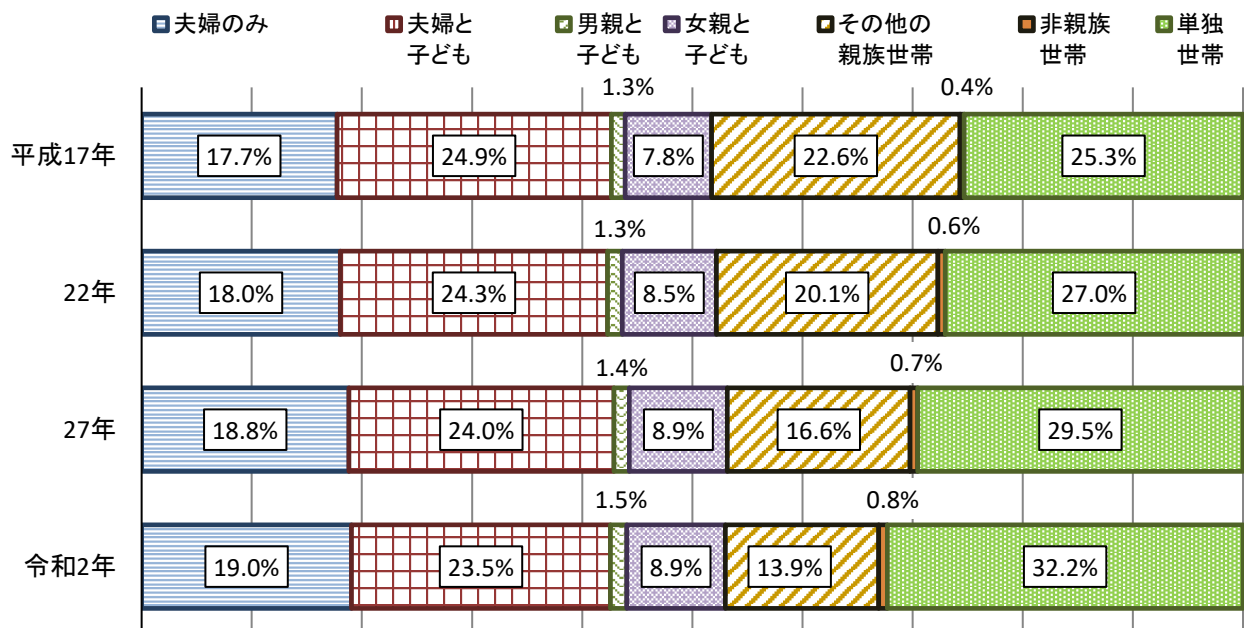


(注)一般世帯:住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く。

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

令和2年の本県の一般世帯の家族類型は、平成27年と比べ「夫婦と子供から成る世帯」は0.5%減少しているが、「男親と子ども世帯」、「単独世帯」はともに増加している。

図(2)－2 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



(注)その他の親族世帯:2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

非親族世帯:2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

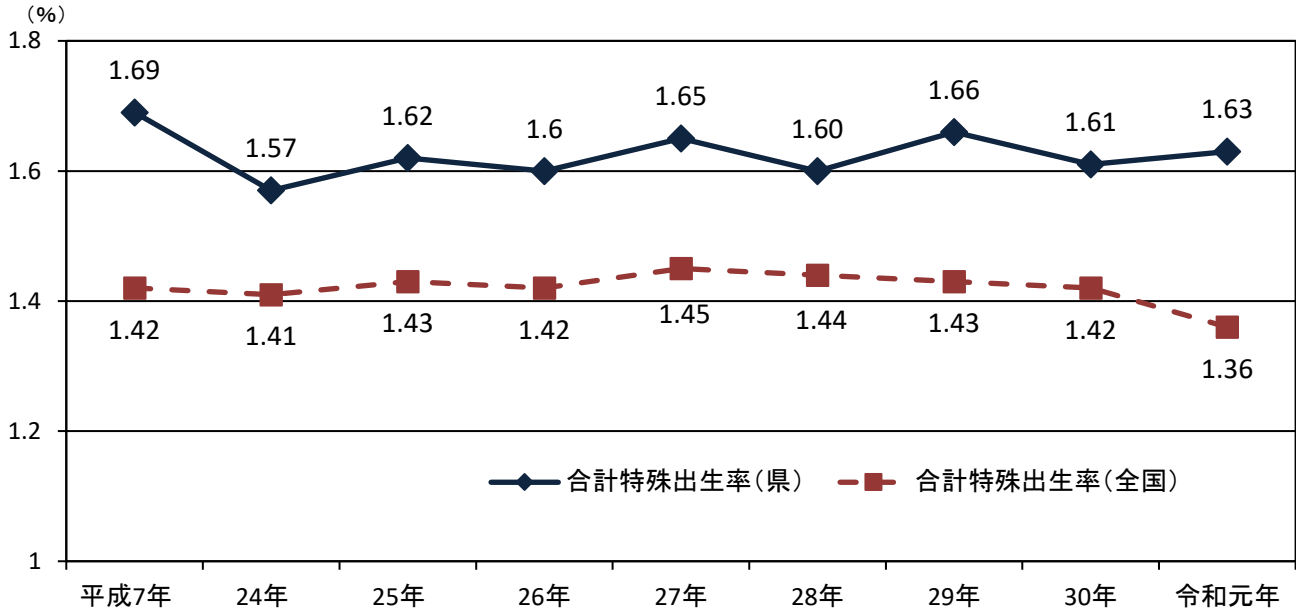
家族類型不詳を除く数値のため100%にならないものもあります。

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

### (3) 人口動態

令和元年の本県の合計特殊出生率は全国を上回って推移しており、前年より0.02ポイント上昇し1.63であった。

図(3)－1 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

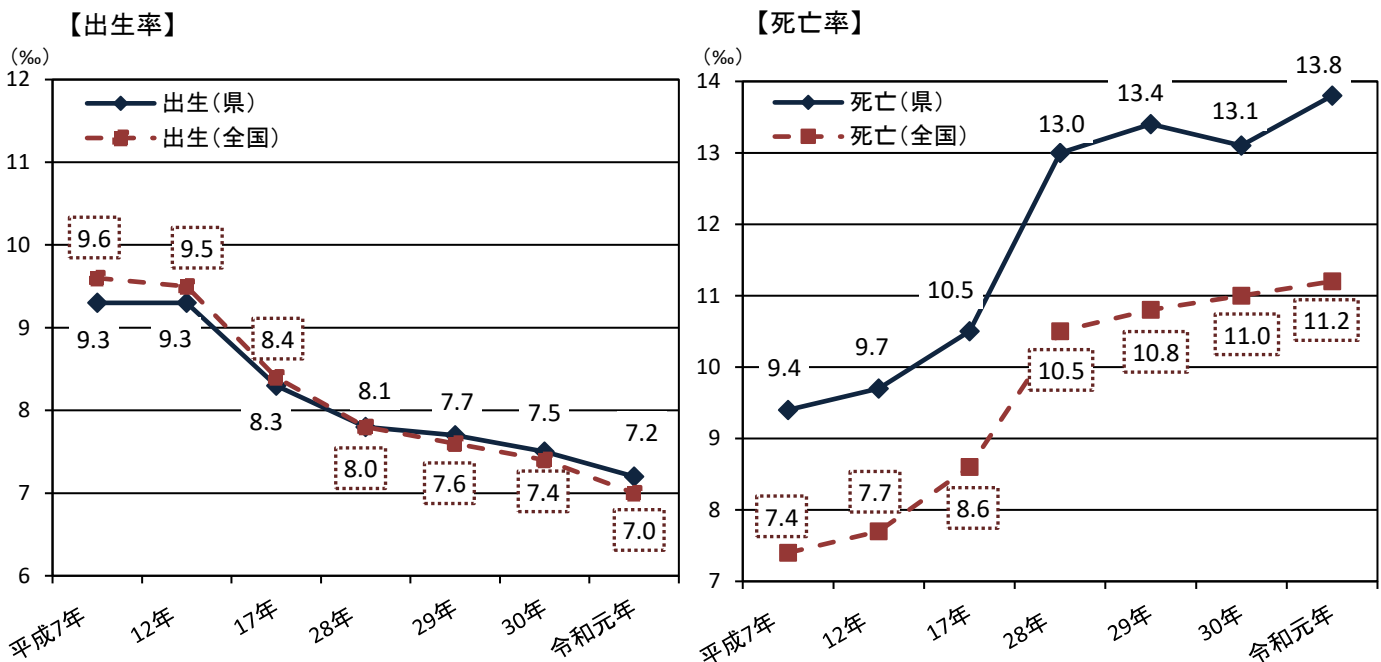


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)

令和元年の本県の出生率は前年より0.3ポイント低下し7.2であった。死亡率については0.7ポイント上昇し、全国を上回って推移している。

図(3)－2 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

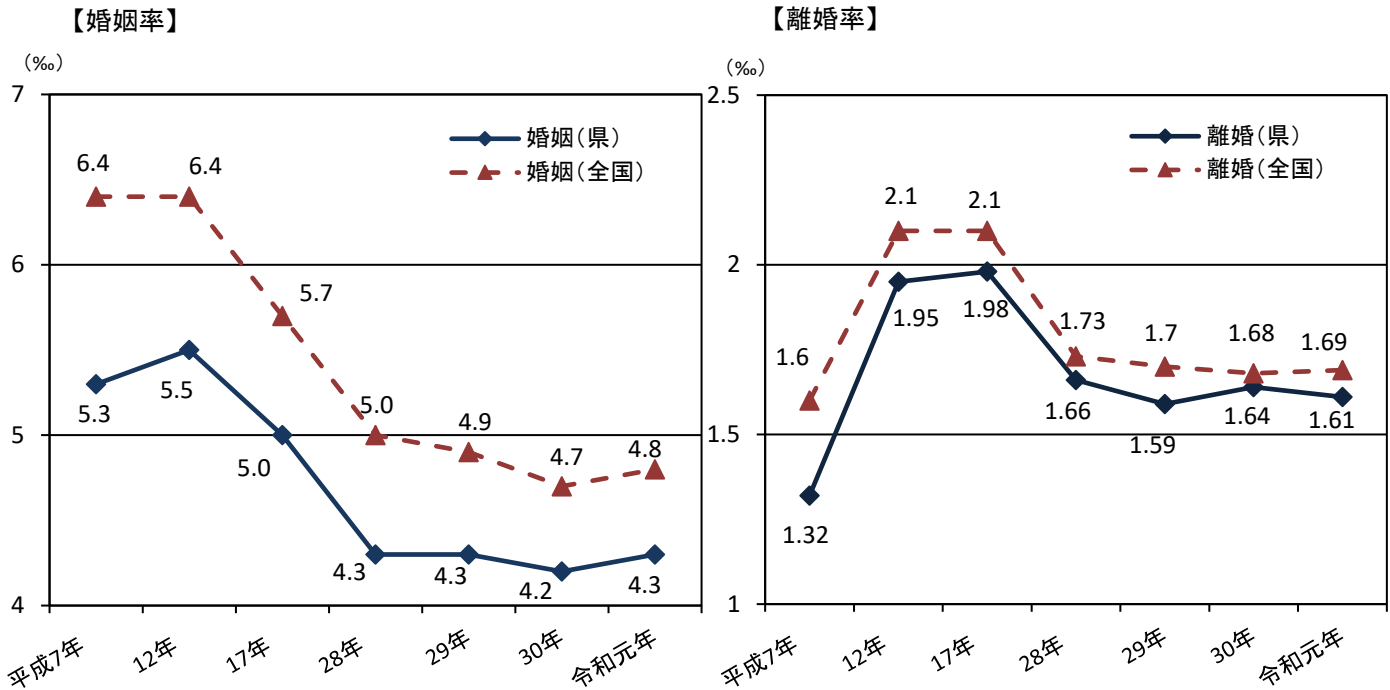


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)

令和元年の本県の婚姻率は前年より0.1ポイント上昇し4.3であった。離婚率は0.03ポイント低下し、全国を下回って推移している。

図(3)－3 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

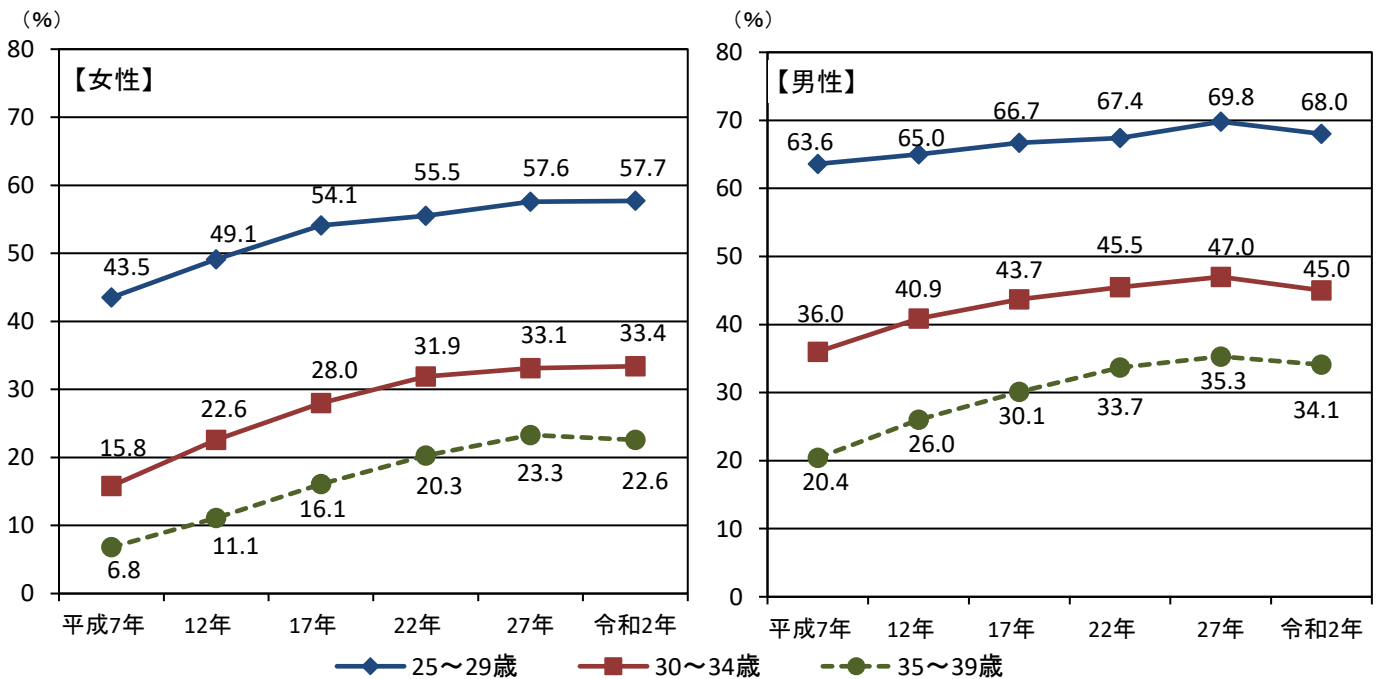


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)

令和2年の本県の年齢階級別未婚率は、25～29歳の女性は0.1ポイント上昇し、30～34歳の女性は0.3ポイント上昇したが、その他の年齢階級においては男女ともに低下した。

図(3)－4 年齢階級別未婚率



資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

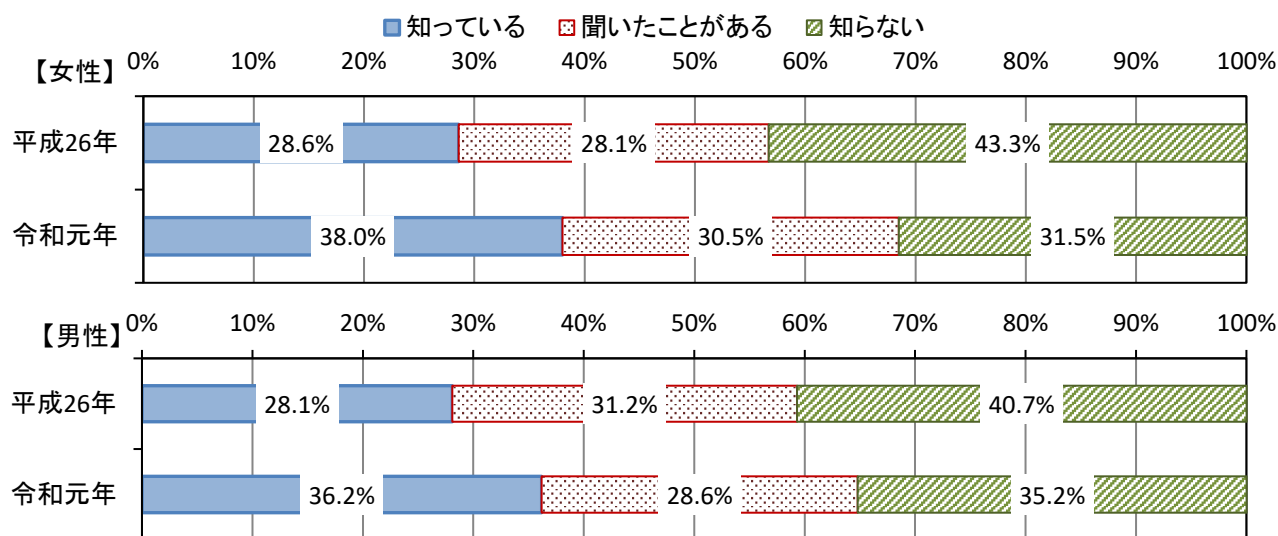
# 「第4次鳥取県男女共同参画計画」基本テーマ

## テーマA：男女が共に活躍できる環境づくり

### 【重点目標1】働く場における女性の活躍推進

令和元年の意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、男女ともに「知っている」、「聞いたことがある」を合わせて、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している割合は、前回より増加している。

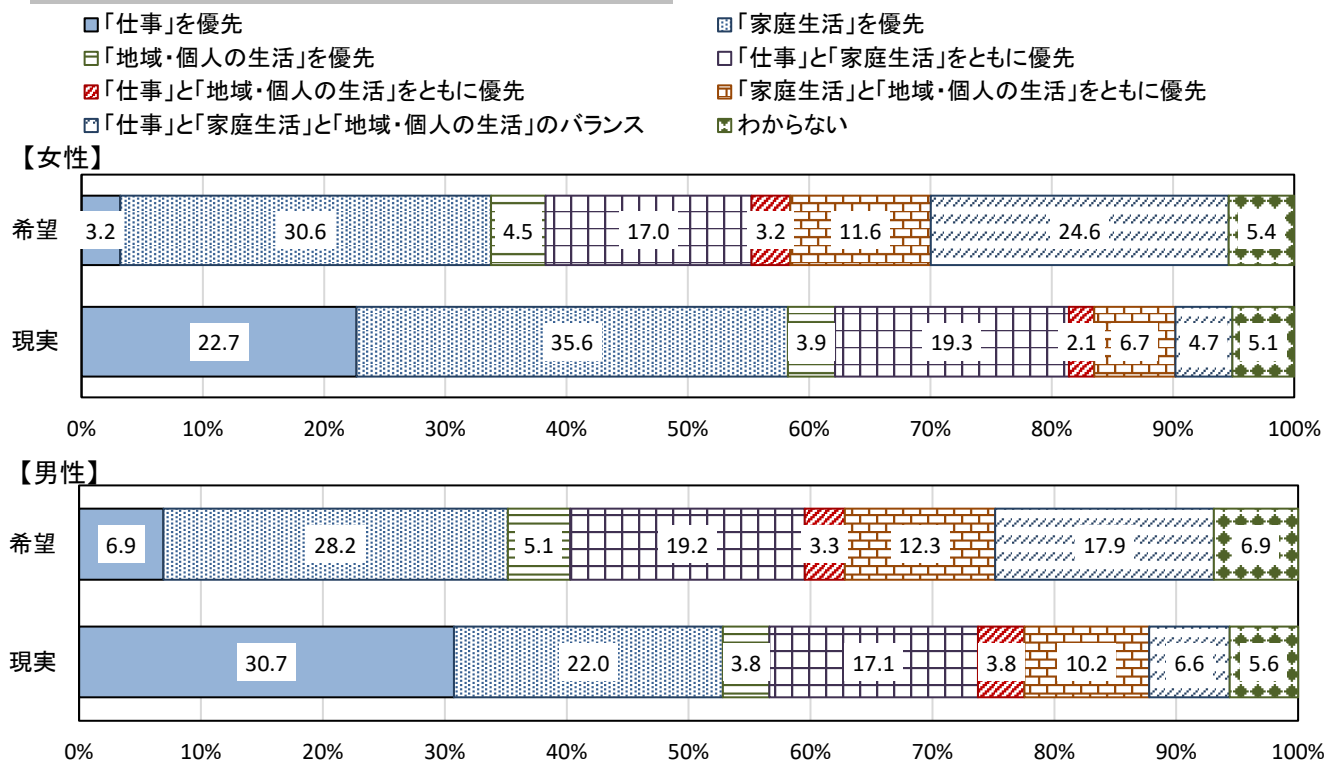
図A-1 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

令和元年の意識調査によると、仕事と生活の調和に関する「希望」は、男女ともに「家庭生活」を優先と答えた割合が高いが、「現実」では男性は仕事、女性は仕事又は家庭生活を優先している割合が高く、希望と現実との間には差が見られる。

図A-2 仕事と生活の調和に関する希望と現実



(注) 質問における用語の意味「仕事」：自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること。  
 同「家庭生活」：家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など。  
 同「地域・個人の生活」：ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど。

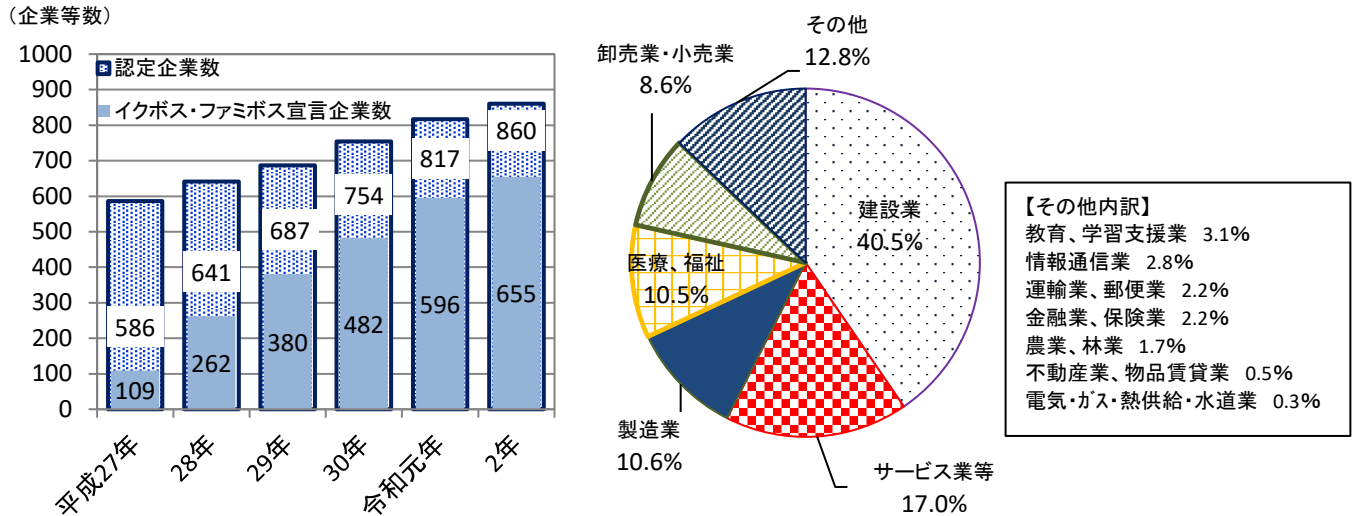
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)



仕事と家庭の両立に配慮しながら誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は860社(令和3年3月31日現在)であり、令和2年度の認定数は43社であった。業種別では建設業に加え、サービス業、製造業などにも広がっている。

また、男女共同参画推進企業のうちイクボス・ファミボス宣言企業の数は、655社となり前年より59社増加した。

図A-3 「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定状況

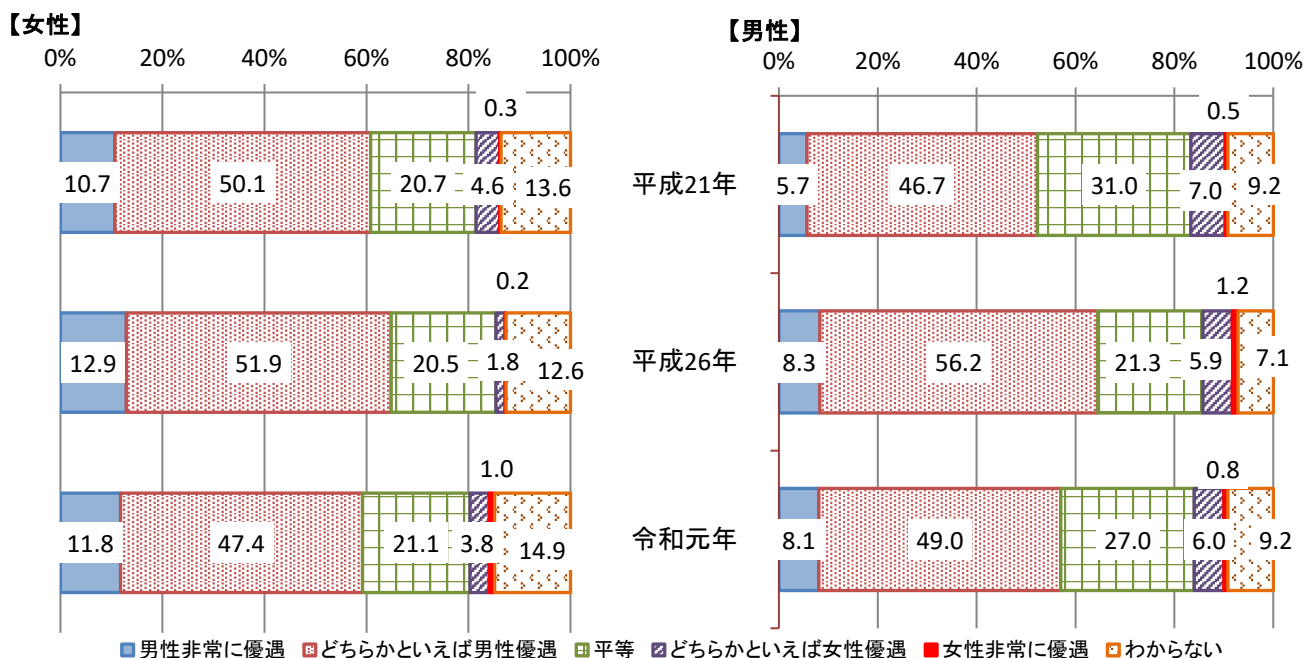


※イクボス・ファミボスとは長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワークライフバランスを実践する経営者、管理職を言う。

資料: 女性活躍推進課調べ

令和元年の意識調査によると、「職場における男女平等感」について、男性も女性も6割近くが「男性が優遇されている」と感じているが、「平等」と感じる割合は前回に比べて増加している。

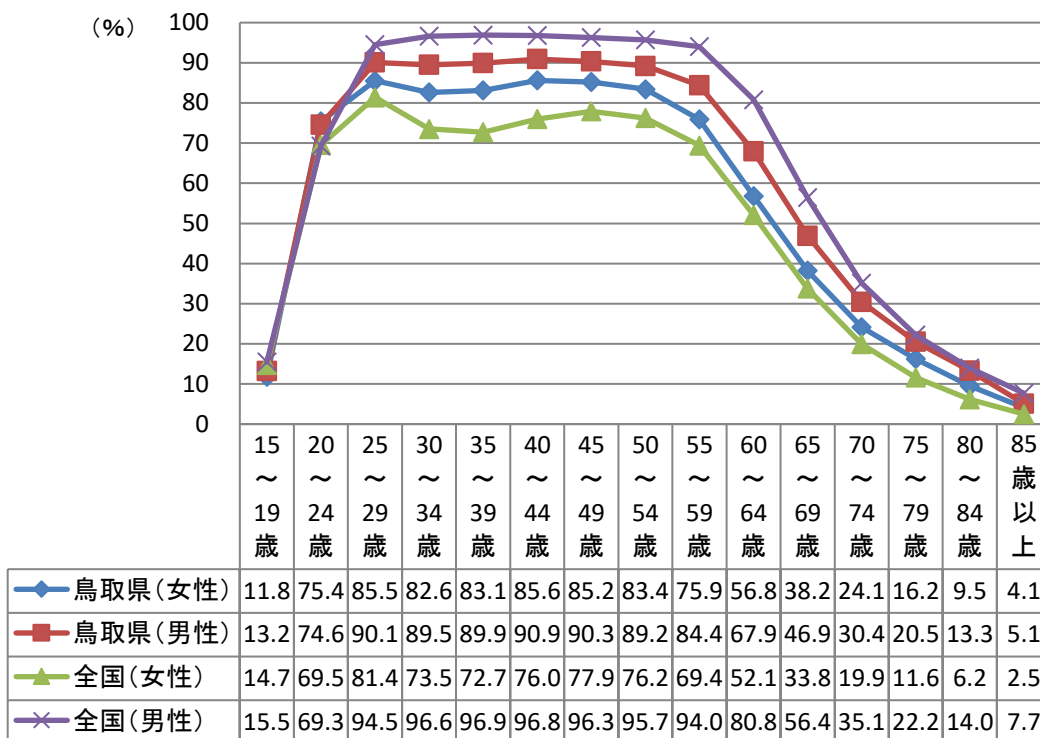
図A-4 職場における男女平等感



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

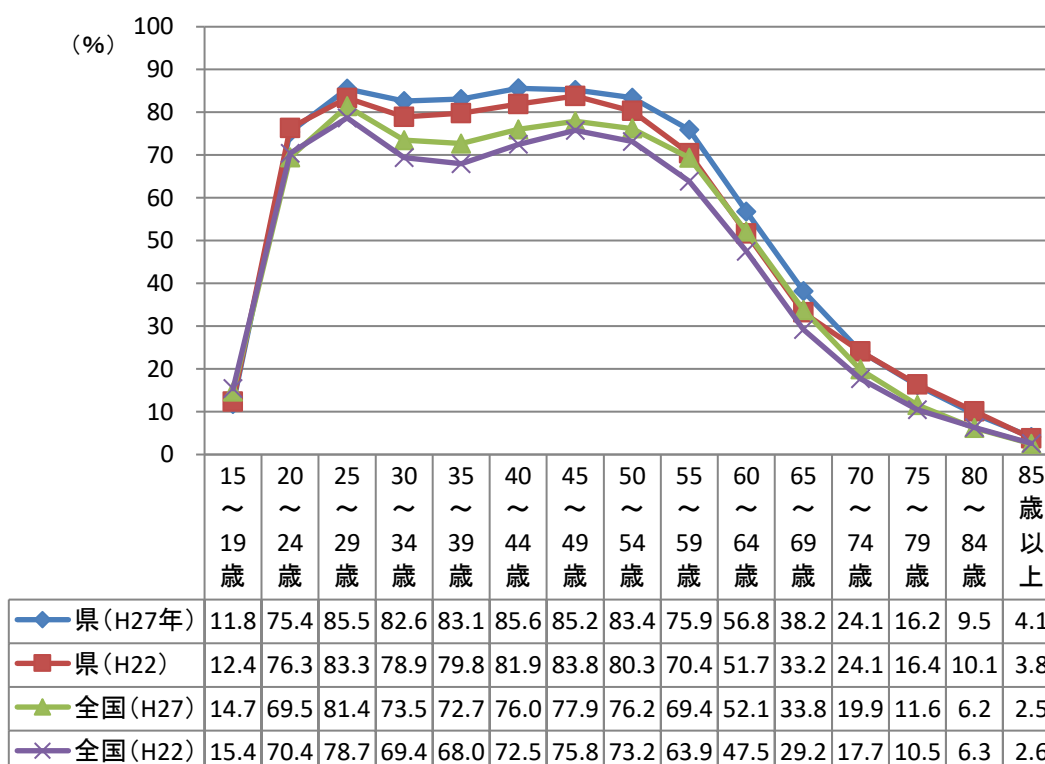
平成27年の本県の女性の労働力率は、30歳代を底とするなだらかなM字カーブを描いており、カーブの底における労働力率は全国と比べて高いものの、結婚・出産・子育て期に就業を中断する様子が見える。

図A-5 年齢階級別労働力率



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

図A-6 女性の年齢階級別労働力率の経年変化

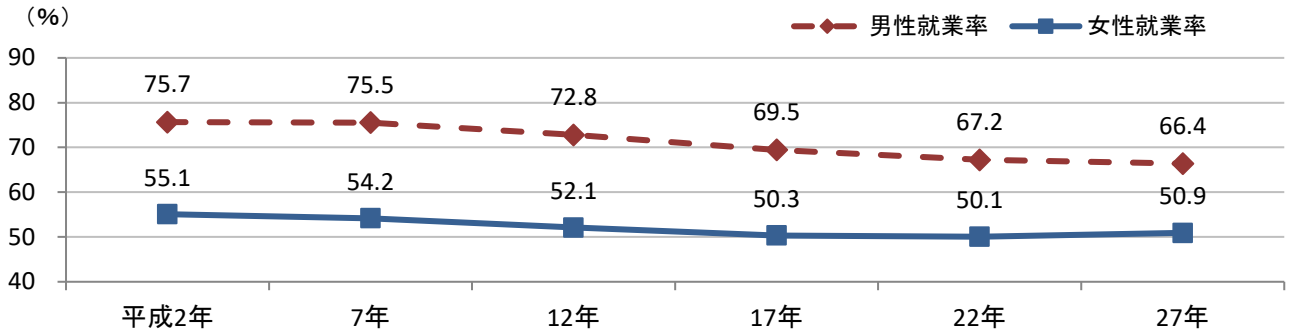


(注)労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合。

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

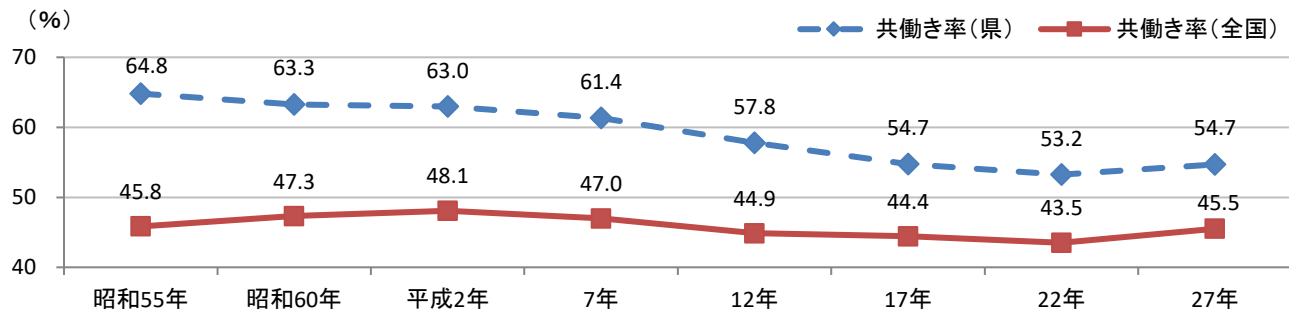
平成27年の本県の男性就業率は66.4%、女性就業率は50.9%で、平成22年と比べると男性は0.8ポイント低下しているのに対し、女性は0.8ポイント上昇し、男女の就業率格差は縮まっている。

図A-7 男女別就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

図A-8 夫婦とも就業者である世帯の推移

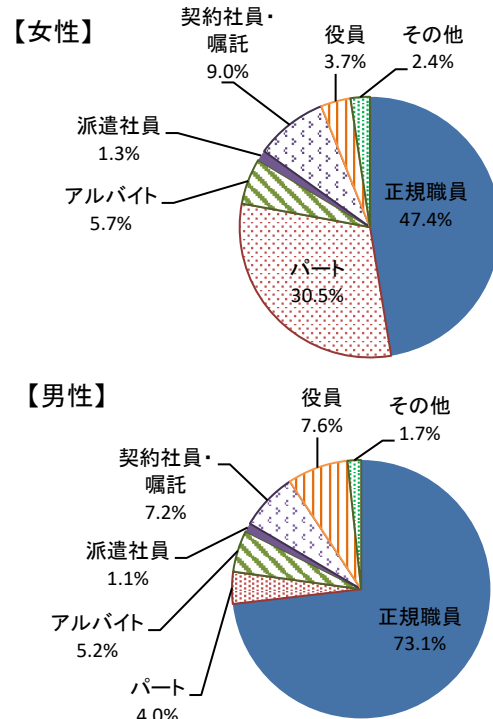
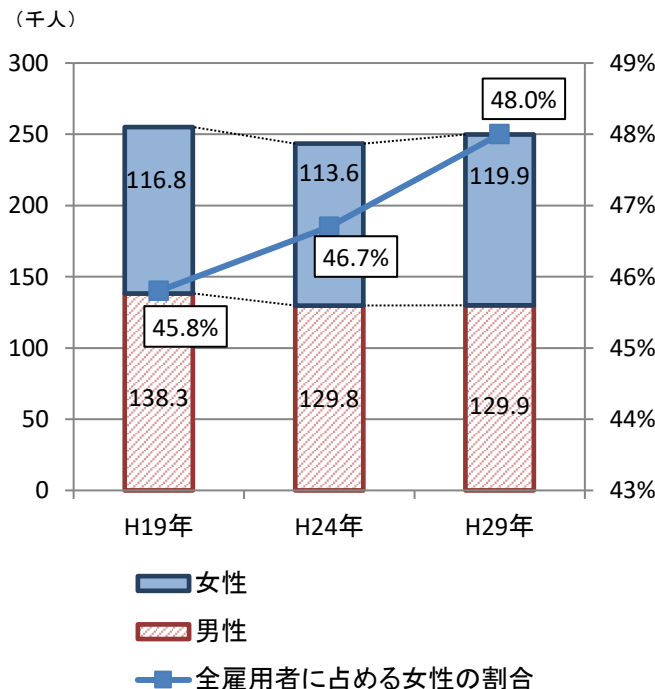


(注)夫婦とも就業者世帯割合＝夫婦世帯数に占める夫婦ともに就業世帯数の割合。

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成29年の雇用形態別雇用者数は、平成24年と比べて女性の正規職員が増加した。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図A-9 雇用形態別雇用者数の推移



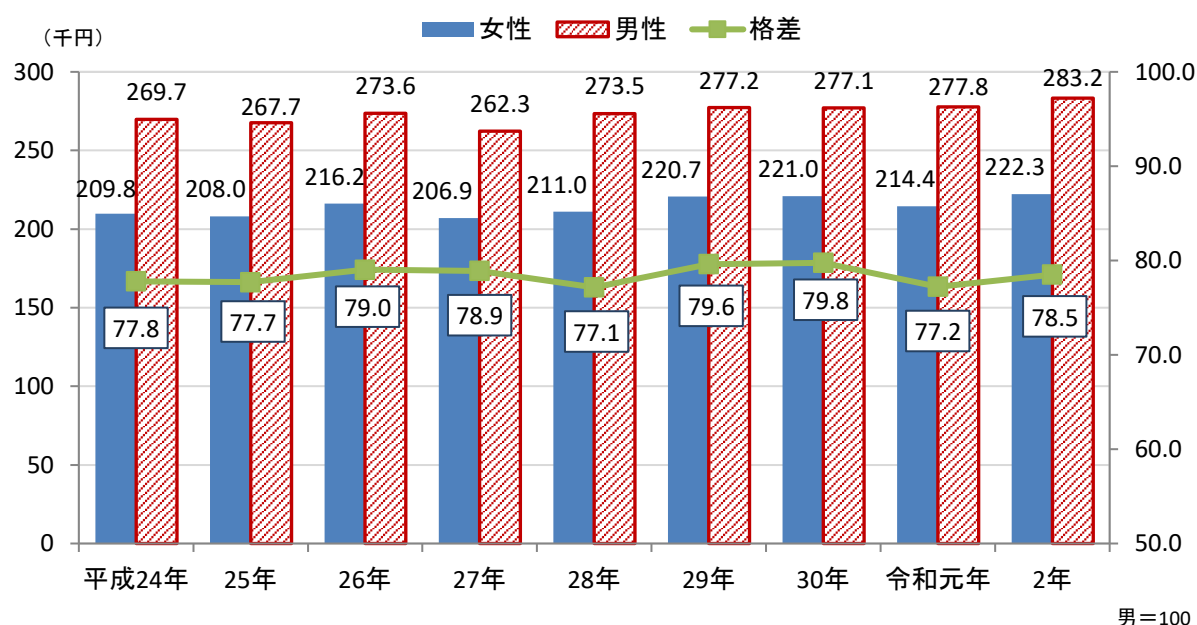
資料：総務省「就業構造基本調査」(平成29年)

令和2年の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、前年と比べ男女ともに増加し、男性を100とすると女性は78.5となり、前年と比べ格差は1.3ポイント縮小した。

図A-10 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別支給額 (千円)	労働者数 (人)
						現 金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
平成24年	女性	42.3	10.6	164	6	222.6	209.8	484.9	34,820
	男性	42.7	12.8	169	11	291.4	269.7	635.9	57,790
25年	女性	42.3	9.8	163	5	222.1	208.0	509.5	37,290
	男性	43.0	13.1	166	14	294.3	267.7	647.4	58,350
26年	女性	41.5	10.6	165	7	231.4	216.2	457.3	33,270
	男性	41.9	12.5	167	13	301.1	273.6	647.3	53,160
27年	女性	42.2	9.9	166	5	220.0	206.9	465.0	33,520
	男性	43.4	12.6	171	12	287.6	262.3	618.4	51,590
28年	女性	42.6	10.8	166	6	222.4	211.0	507.0	34,700
	男性	42.9	12.3	169	13	299.5	273.5	685.5	54,320
29年	女性	42.3	10.9	165	7	233.5	220.7	551.1	36,890
	男性	43.4	12.9	167	14	304.6	277.2	728.9	53,870
30年	女性	42.1	10.7	164	7	235.9	221.0	517.4	40,110
	男性	44.0	13.0	167	12	301.8	277.1	702.8	52,570
令和元年	女性	42.9	10.7	162	6	227.2	214.4	491.5	39,930
	男性	43.4	13.2	166	11	301.8	277.8	721.2	56,610
2年	女性	43.7	10.6	164	5	231.3	222.3	535.4	46,180
	男性	43.5	12.3	168	9	303.7	283.2	868.3	65,220

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者。  
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。



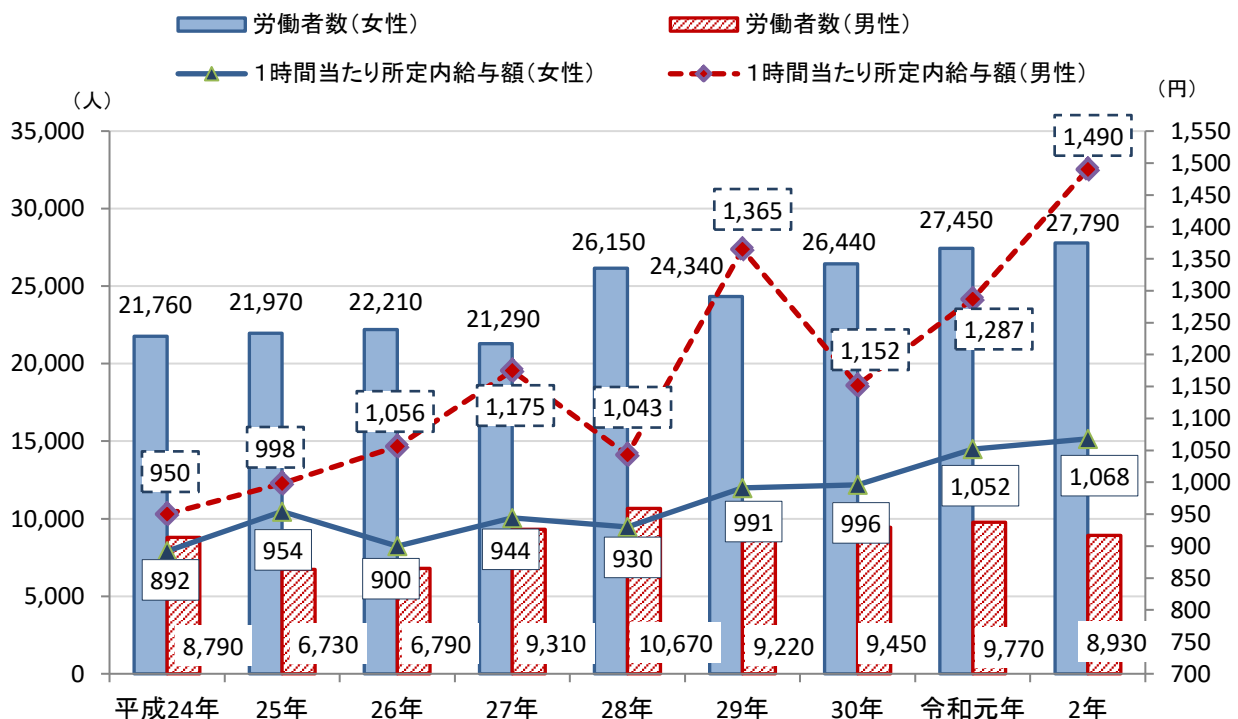
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和2年)

令和2年の本県の短時間労働者数は、前年と比べ男性は減少し、女性は増加した。

図A-11 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
平成24年	女性	45.8	5.6	19.1	5.1	892	32.1	21,760
	男性	42.2	3.8	17.7	4.9	950	19.6	8,790
25年	女性	48.2	6.0	18.5	5.2	954	30.4	21,970
	男性	43.6	4.6	17.5	5.0	998	21.5	6,730
26年	女性	46.6	5.9	18.4	5.4	900	25.5	22,210
	男性	42.3	5.1	16.8	5.4	1,056	26.9	6,790
27年	女性	47.6	6.3	18.6	5.3	944	37.4	21,290
	男性	43.2	4.6	15.7	5.2	1,175	30.4	9,310
28年	女性	46.0	5.7	17.7	5.3	930	25.2	26,150
	男性	46.4	5.1	17.3	5.0	1,043	23.9	10,670
29年	女性	47.7	5.9	17.7	5.2	991	22.5	24,340
	男性	48.5	6.1	14.9	5.1	1,365	16.1	9,220
30年	女性	49.8	7.2	18.1	5.4	996	34.3	26,440
	男性	44.8	5.9	16.9	5.3	1,152	46.9	9,450
令和元年	女性	48.5	6.9	17.0	5.4	1,052	45.7	27,450
	男性	43.8	5.2	15.0	5.2	1,287	50.5	9,770
2年	女性	49.5	7.0	17.2	5.1	1,068	33.5	27,790
	男性	45.4	4.7	14.6	5.0	1,490	24.7	8,930

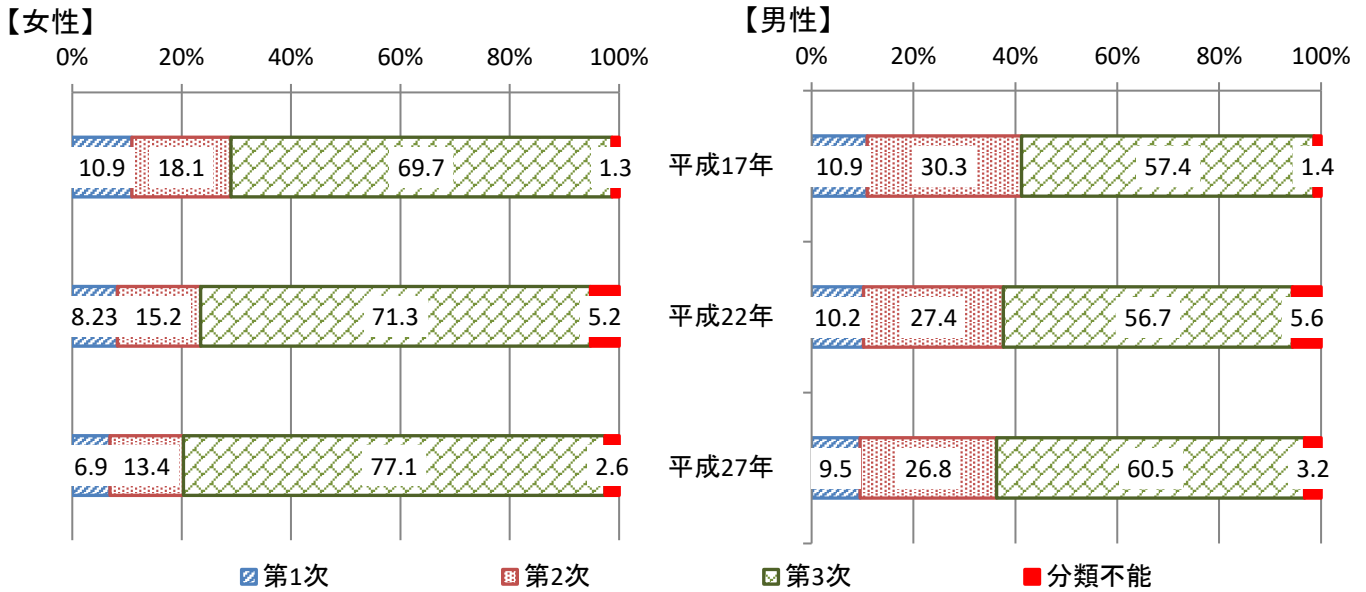
(注) 令和元年調査までは1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法へ変更した。



資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和2年)

平成27年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は、男女ともに増加している。

図A-12 産業大分類別就業者数

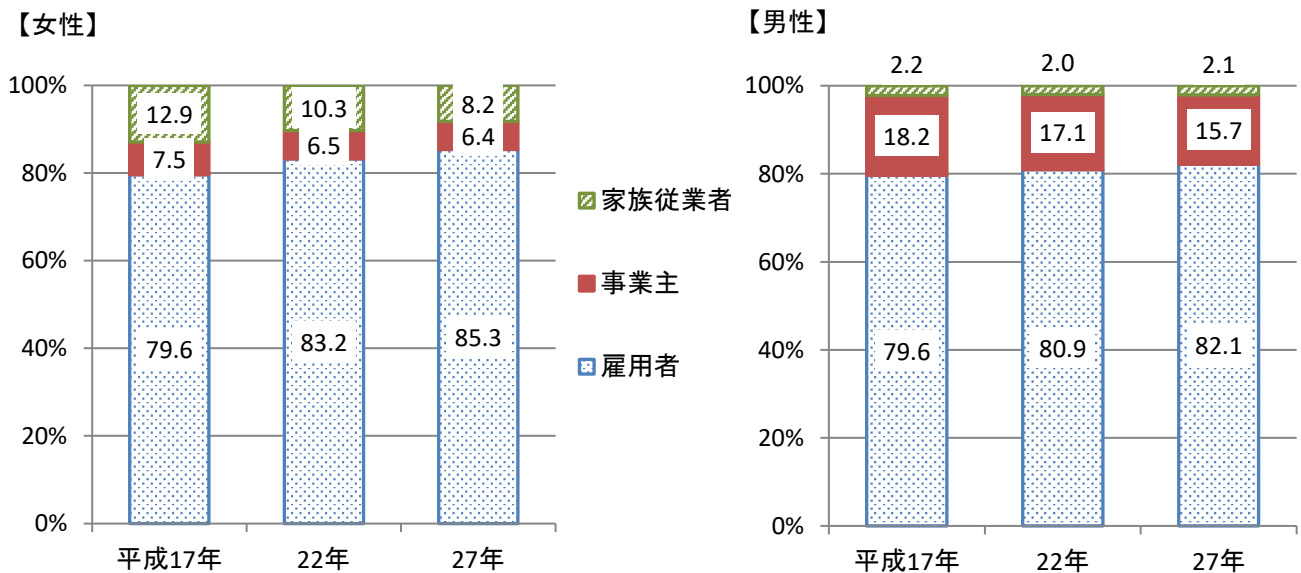


(注) 第1次産業：農業、林業、漁業 第2次産業：鉱業、建設業、製造業。  
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目。

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性は雇用者が増加。女性も雇用者が2.1%増加し、家族従業者は減少傾向にある。

図A-13 従業上の地位別就業者数の推移

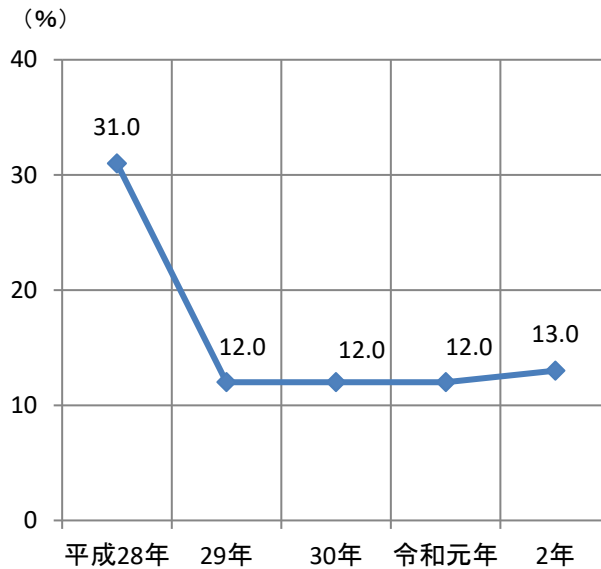


(注) 家族従業者：農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族。  
事業主：家庭内職者を含む、雇用者：役員を含む。

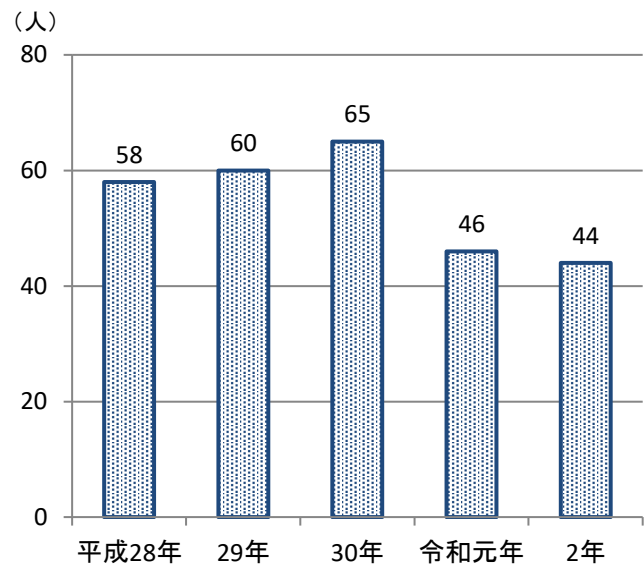
資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

令和2年の農業委員に占める女性の割合は前年より1%増加、女性認定農業者数は44人となり前年より2人減少した。

図A-14 農業委員に占める女性の割合



図A-15 女性認定農業者数の推移

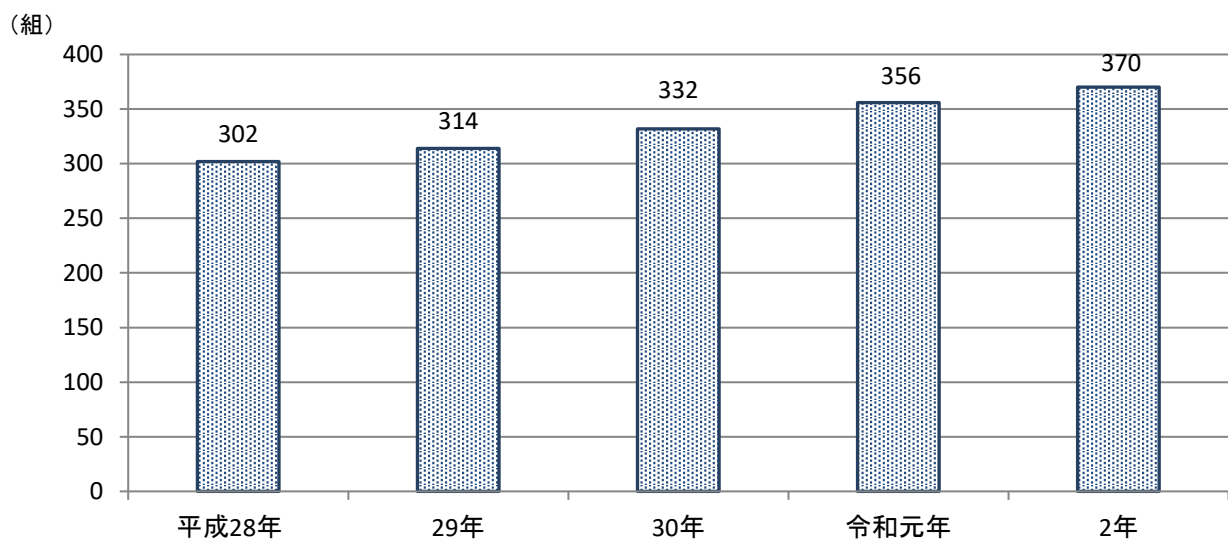


(注)平成28年度から選挙・選任性から公募制へと移行。

資料:経営支援課調べ

令和2年の家族経営協定締結農家数は370組で、前年より14組増加した。

図A-16 家族経営協定締結農家数

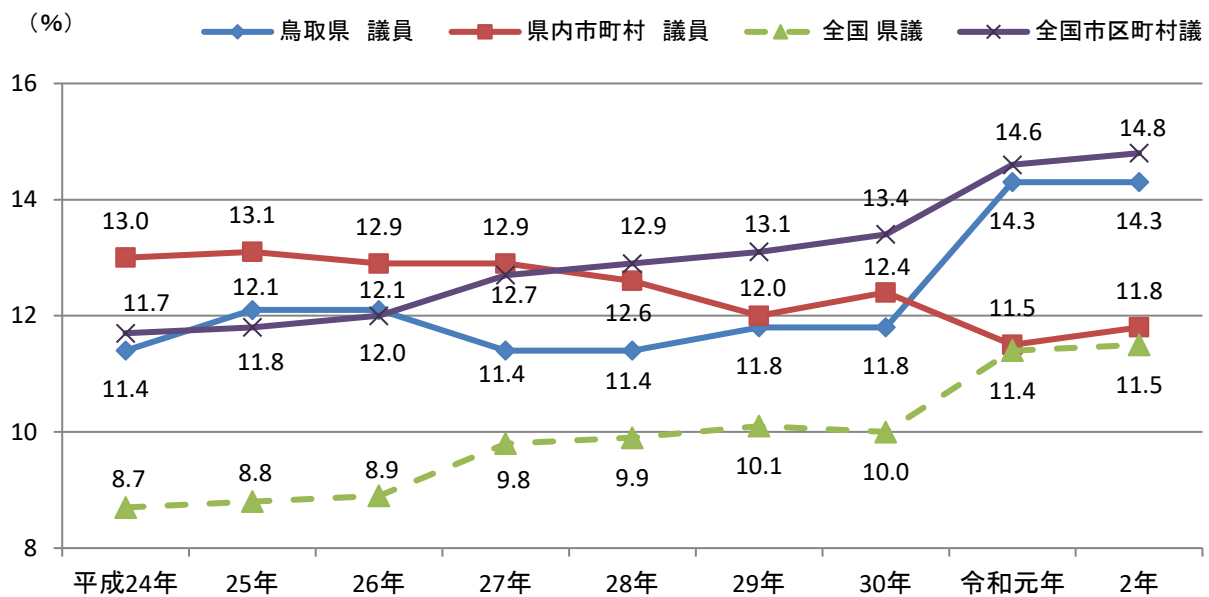


資料:とっとり農業戦略課調べ

## 【重点目標2】 地域・社会活動における女性の活躍推進

令和2年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で14.3%、市町村議会で11.8%となっている。

図A-17 議会議員における女性割合の推移

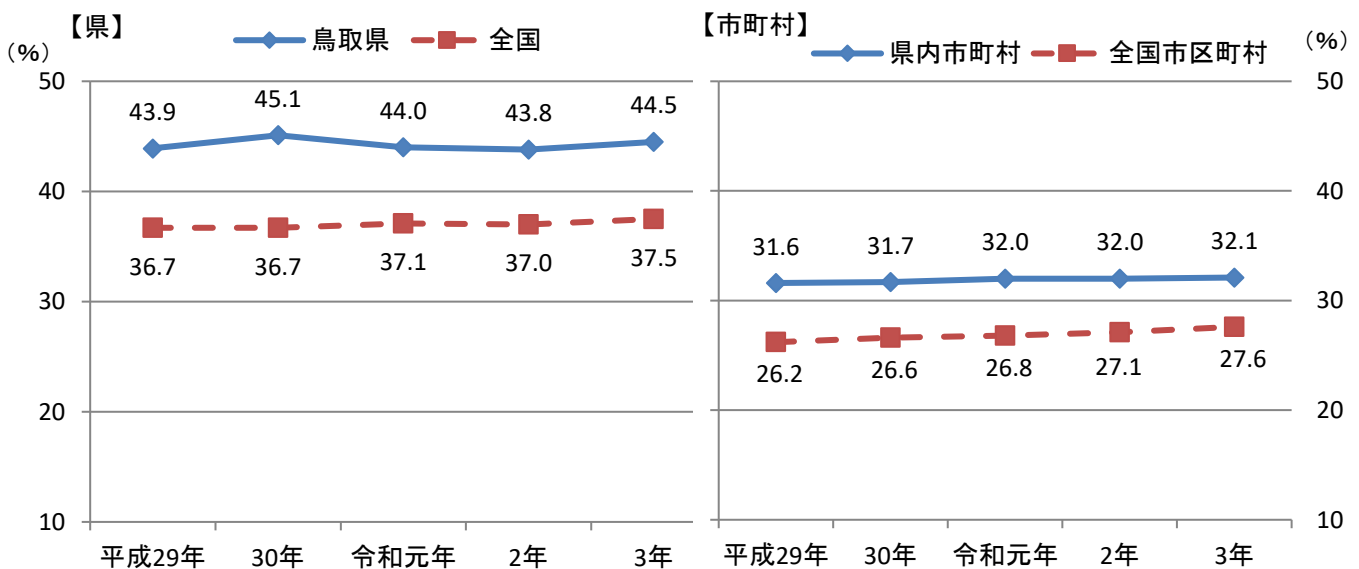


(注)各年12月31日時点。

資料:総務省「地方公共団体の議会及び長の所属党派別人員調査」(令和2年)

令和3年の本県の審議会等委員における女性の割合は、県が44.5%、市町村は32.1%となっている。県においては平成15年以降40%を上回って推移している。

図A-18 審議会等委員における女性割合の推移



(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

県は目標設定の対象である審議会等(※)における数値。

県内市町村、全国市区町村は地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(広域で設置された審議会等を含む)の数値。

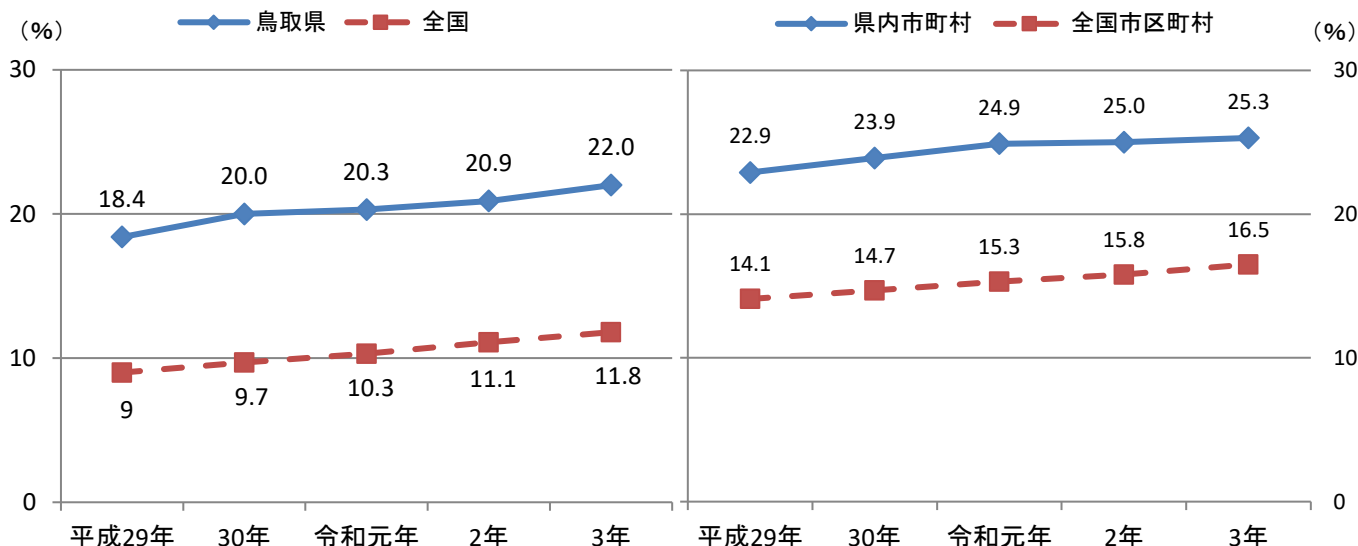
※各都道府県(市町村含む)で女性の登用目標が設定されており、その目標の対象である審議会等を言う。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和3年)



令和3年の本県の自治体管理職(課長相当職以上)における女性の割合は、県が22.0%、市町村は25.3%となり、県、市町村ともに全国1位となっている。

図A-19 自治体管理職における女性割合の推移

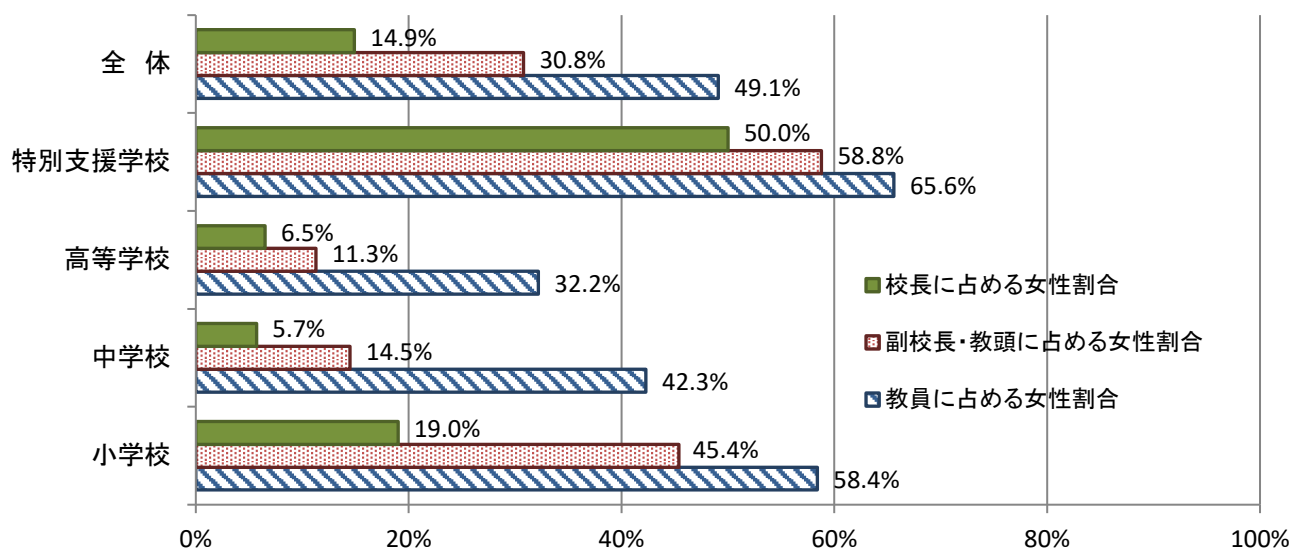


(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。  
本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和3年)

令和2年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち校長に占める女性割合は14.9%、副校長及び教頭に占める女性割合は30.8%となっている。特に中学校・高等学校では、全体の女性割合に比べかなり低くなっている。

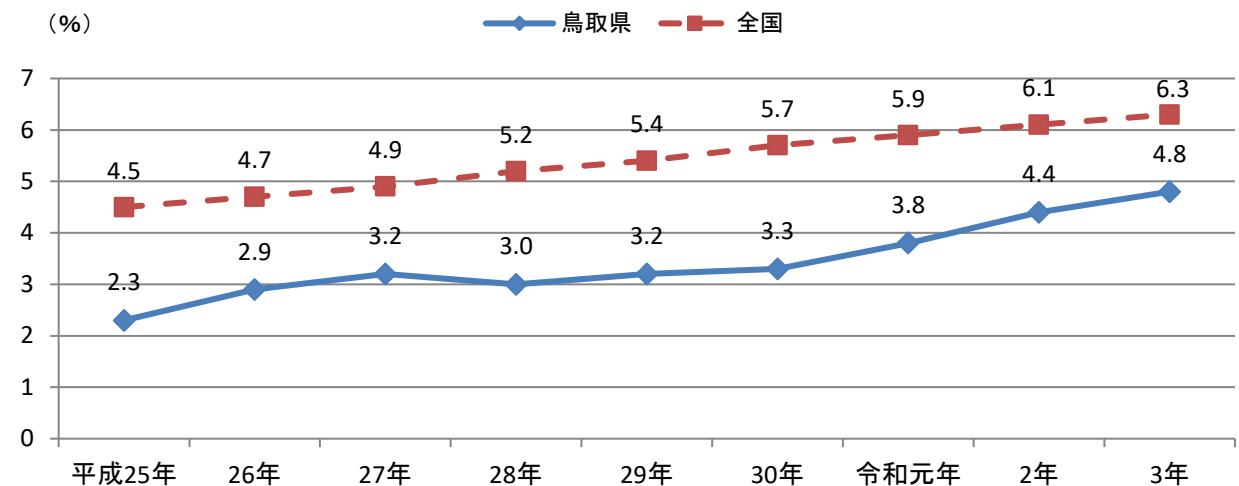
図A-20 教員における女性割合



資料:文部科学省「学校基本調査」(令和2年)

令和3年の本県の自治会長における女性割合は132人の4.8%で、前年より0.4ポイント増加した。

図A-21 自治会長における女性割合

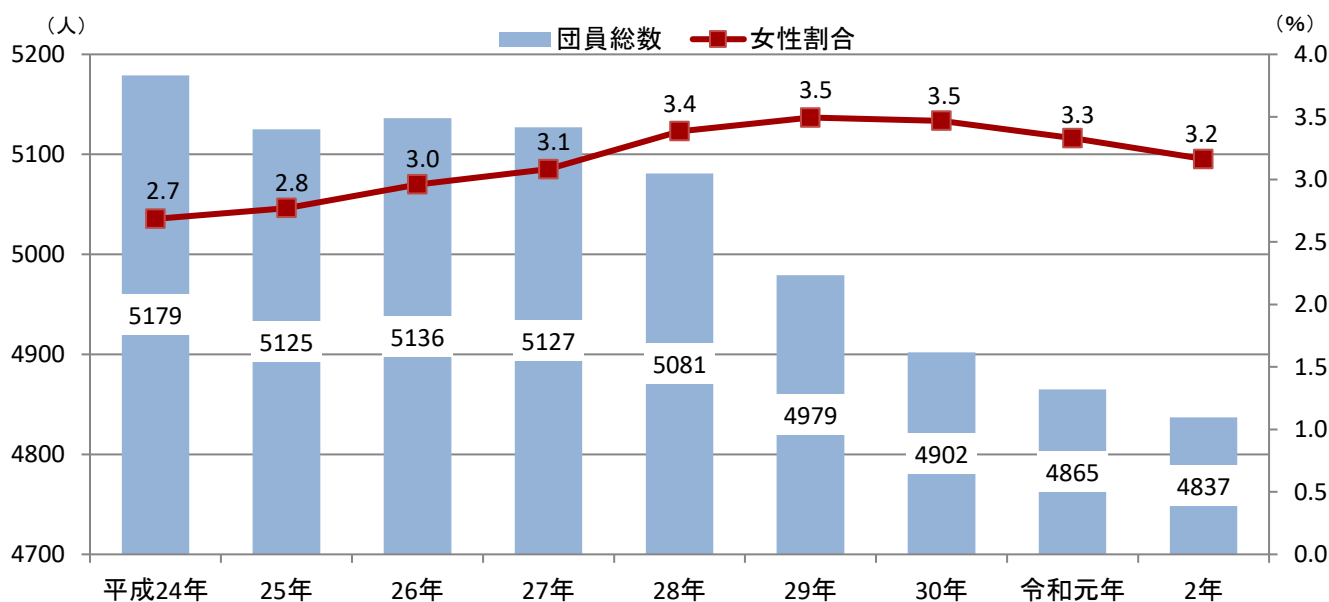


(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和3年)

令和2年の本県の消防団員は4,837人で、前年より28人減少した。うち女性団員は前年より9人減少し153人で、団員に占める女性割合は3.2%となった。

図A-22 消防団員における女性割合



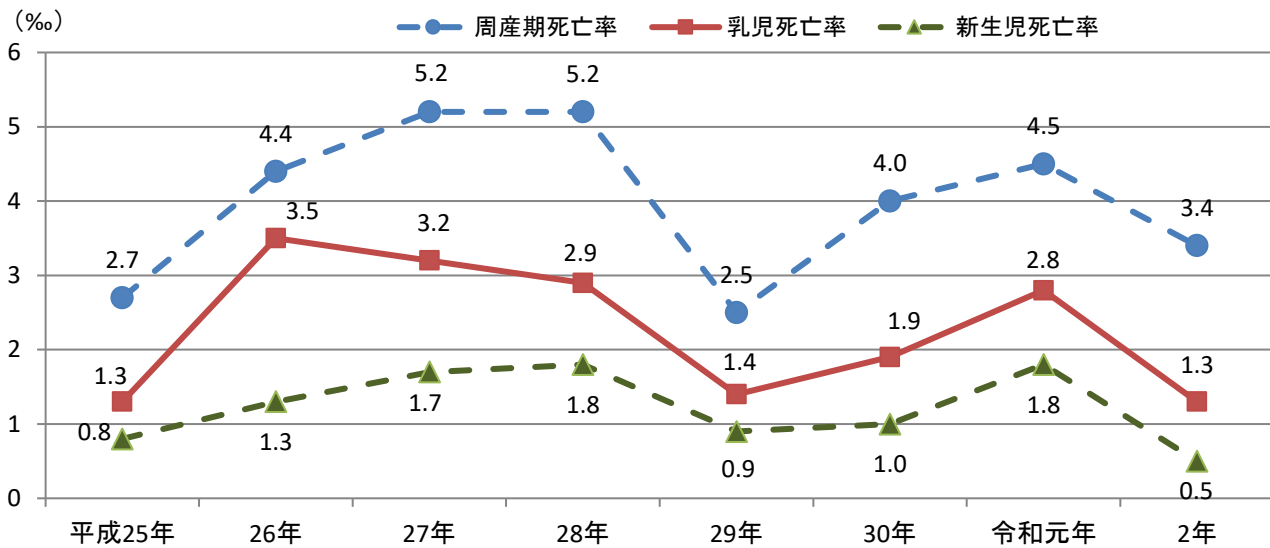
資料：鳥取県消防防災年報。  
令和2年は消防防災課調べ(各年4月1日時点)

## テーマB：安全・安心に暮らせる社会づくり

### 【重点目標3】生涯を通じた男女の健康支援

令和2年の本県の周産期死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率はいずれも低下した。

図B-1 母子保健関係指標の推移

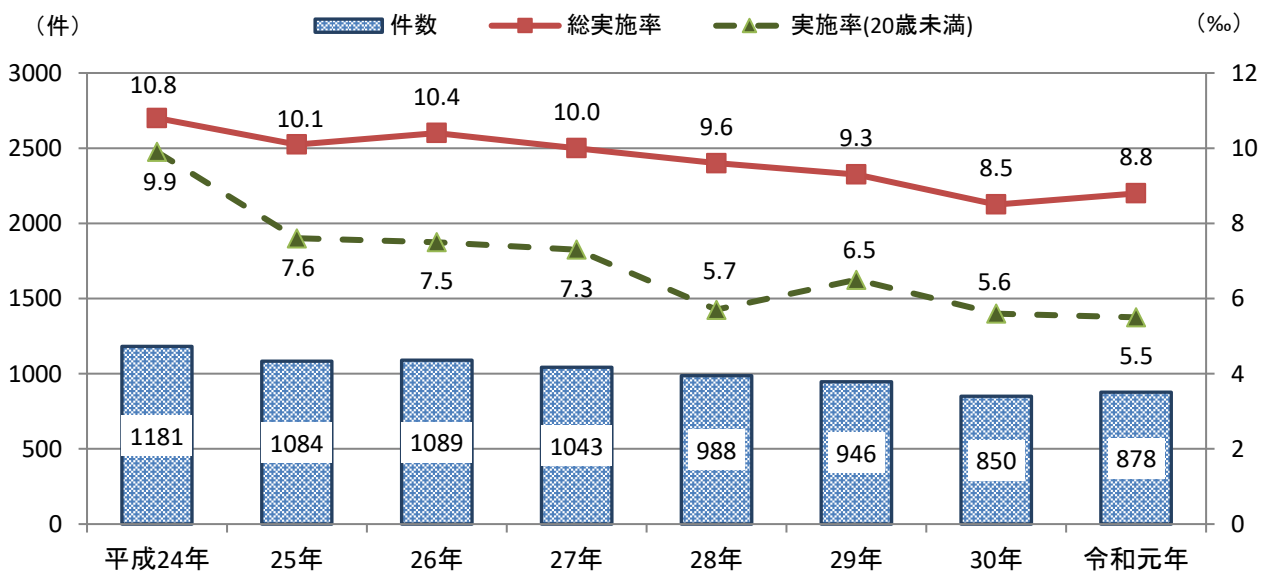


(注)「周産期死亡率」は、(妊婦満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷出産数×1000  
「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

令和元年の本県の人工妊娠中絶件数は878件で、前年より28件増加。20歳未満の人工妊娠中絶実施率は0.1%低下したが、総実施率は0.3%上昇した。

図B-2 人工妊娠中絶件数の推移

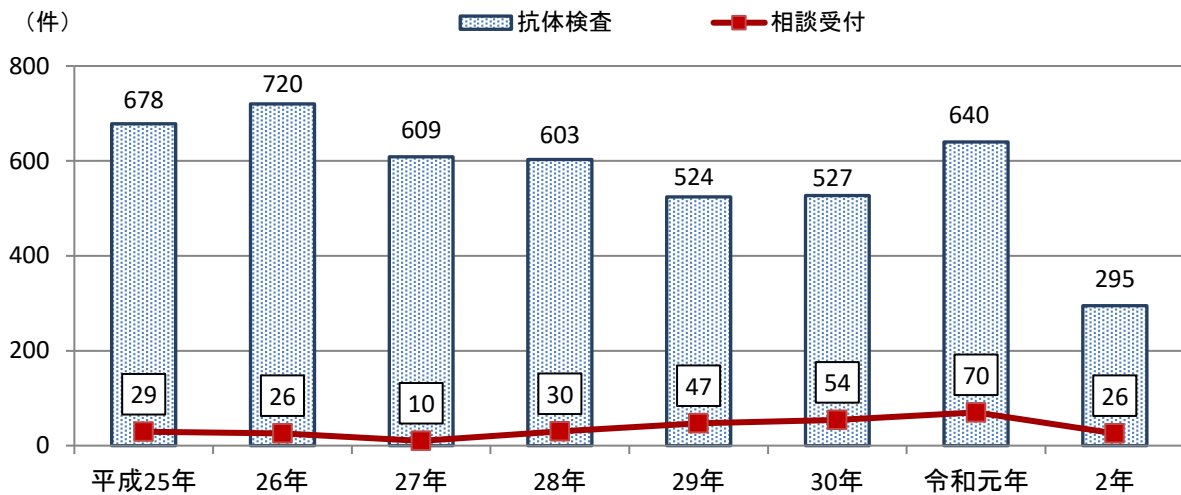


(注)「人工妊娠中絶総実施率」は、人工妊娠中絶件数(50歳以上除く)/15歳以上50歳未満女子人口×1000  
「20歳未満の人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶件数(15歳未満含む)/15歳以上20歳未満の女子人口×1000  
※令和2年のデータは未公表。

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」(令和元年)

令和2年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査は295件で、前年に比べ345件減少し、相談受付も前年に比べ44件減少し26件であった。

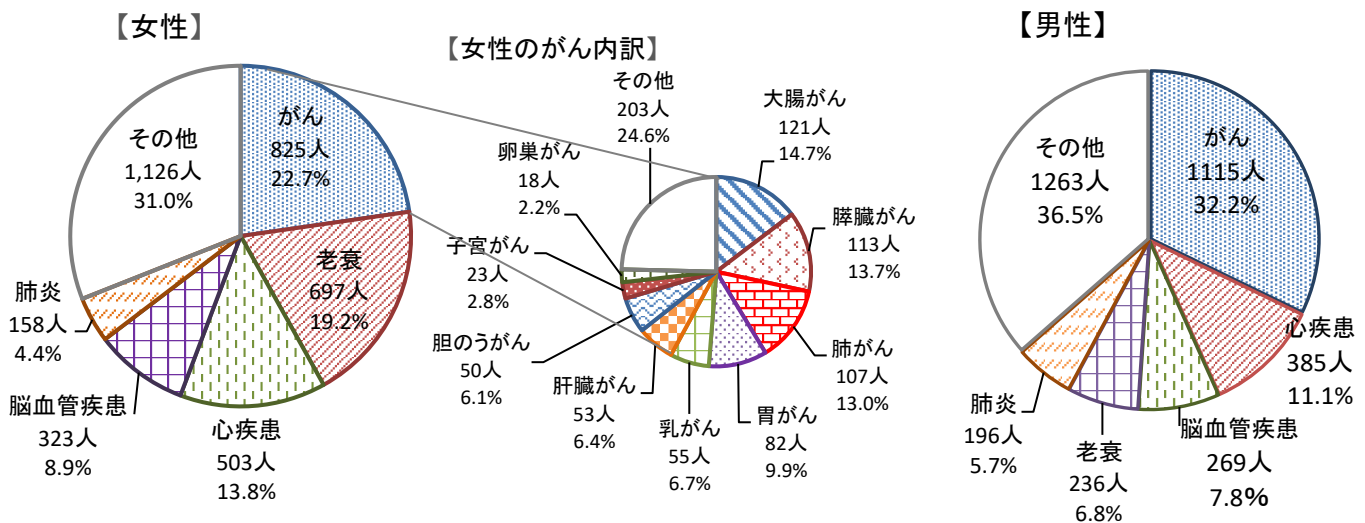
図B-3 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(令和2年)

令和2年の本県における死亡原因順位の第1位は男女ともにがんである。総死亡数に占めるがんの割合は男性では32.2%、女性では22.7%である。女性では、乳がん、子宮がん、卵巣がんといった女性特有のがんによる死亡割合は11.6%を占めている。

図B-4 死亡原因の内訳



(注)小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しないことがあります。

大腸がん：結腸、直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物。

肺がん：気管、気管支及び肺の悪性新生物。

肝臓がん：肝及び肝内胆管の悪性新生物。

胆のうがん：胆のう及びその他の胆道の悪性新生物。

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

令和元年の本県のがん検診受診率は、全ての検診で全国の受診率を上回っている。

図B-5 がん検診受診率の推移



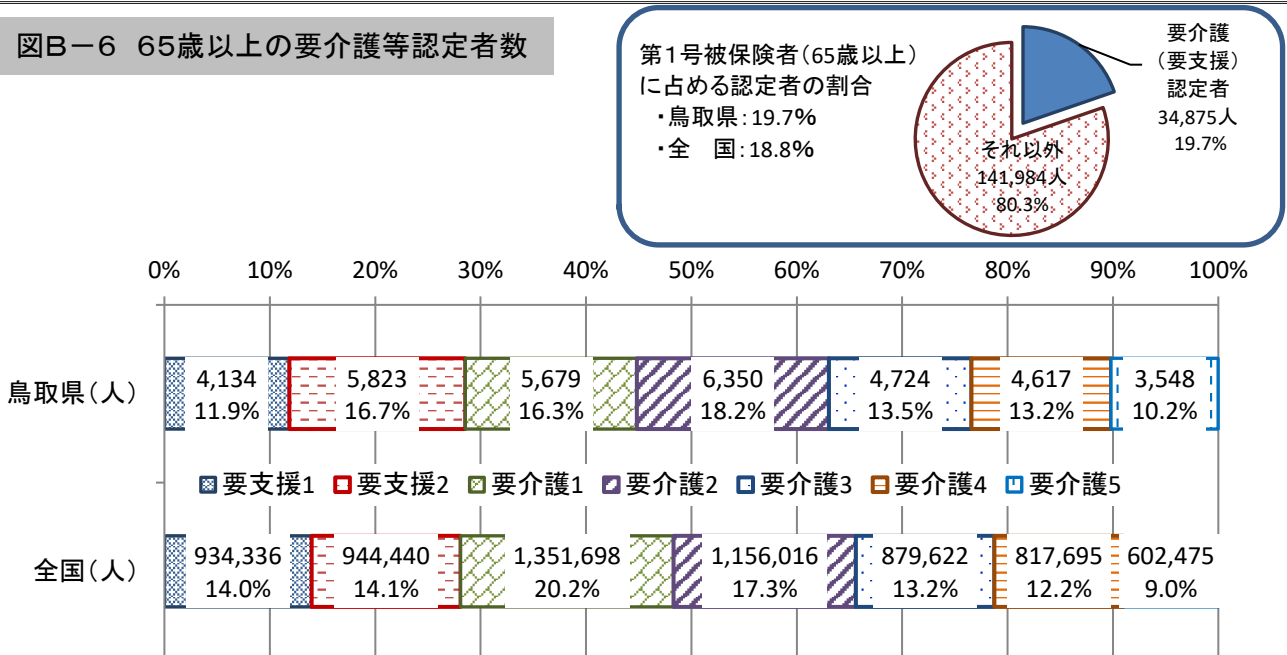
注1:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。  
 注2:平成27年度はがん検診の対象者数について報告内容の精査を行い、平成28年度は「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」に基づき、対象者数は各がん検診対象年齢の「全住民」を報告するよう徹底したため、対象者数の報告数が平成26年度までとは異なっている部分がある。また平成28年2月に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正により、胃がん検診、乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があったため、受診者数が平成27年度までとは異なっている部分がある。

資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和元年)

【重点目標4】誰もが安心して暮らせる環境整備

令和元年の調査によると、県内の65歳以上で要介護(要支援)の認定を受けている者は34,875人となり、第1号被保険者(65歳以上)に占める認定者の割合は19.7%となっている。また、認定者を介護状態区分別に見ると軽度(要支援1~要介護2)の認定者は21,986人で全体の63%を占めている。

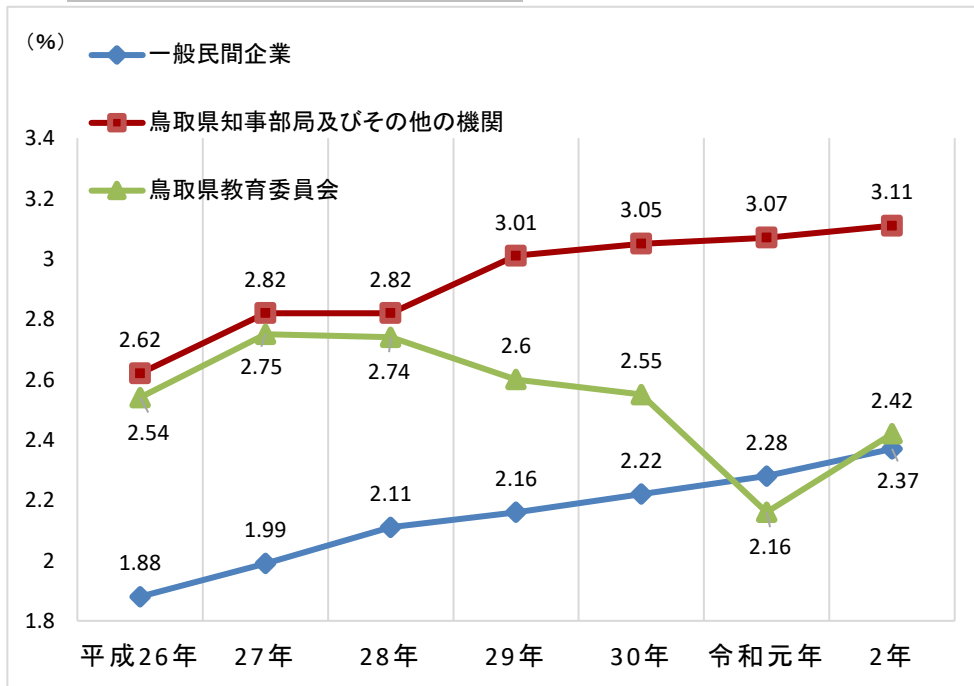
図B-6 65歳以上の要介護等認定者数



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(令和元年)

令和2年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は2.37%で、前年に引き続き過去最高を更新した。また、県機関においても法定雇用率を上回っている。

図B-7 障がい者雇用率の推移



専業主区分	法定雇用率		
	～H29年度	H30年度～	R3年3月1日以降
一般民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

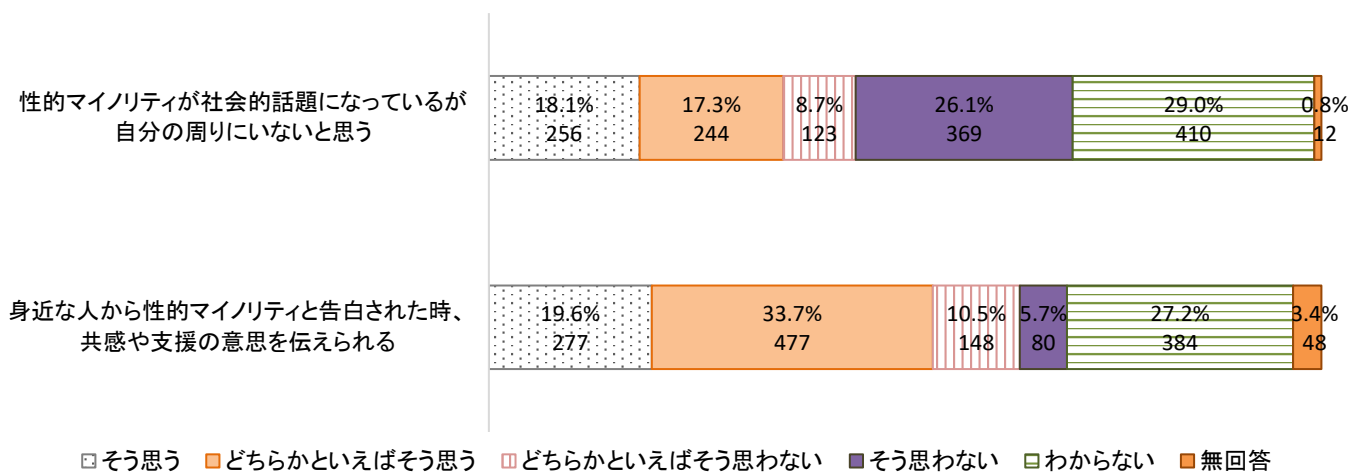
※法定雇用率：平成30年4月1日改正  
令和3年3月1日改正

(注)「鳥取県知事部局及びその他の機関」の数値は知事部局、病院局、警察本部の数値を合算したものの。また、鳥取県企業局に勤務する職員を鳥取県知事部局に勤務する職員とみなすものとする特例認定を厚生労働大臣より受けたものを含む。調査時点は各年6月1日時点。(平成27年「鳥取県その他の機関」除く。)

資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」

令和2年の調査結果では「性的マイノリティが自分の周りにいないと思う」という問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は35.4%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」が34.8%であった。また、「身近な人から告白(カミングアウト)された際に共感や支援の意思を伝えられる」かについては53.3%が「できる」「どちらかといえばできる」と回答した。

図B-8 性的マイノリティへの認知と理解

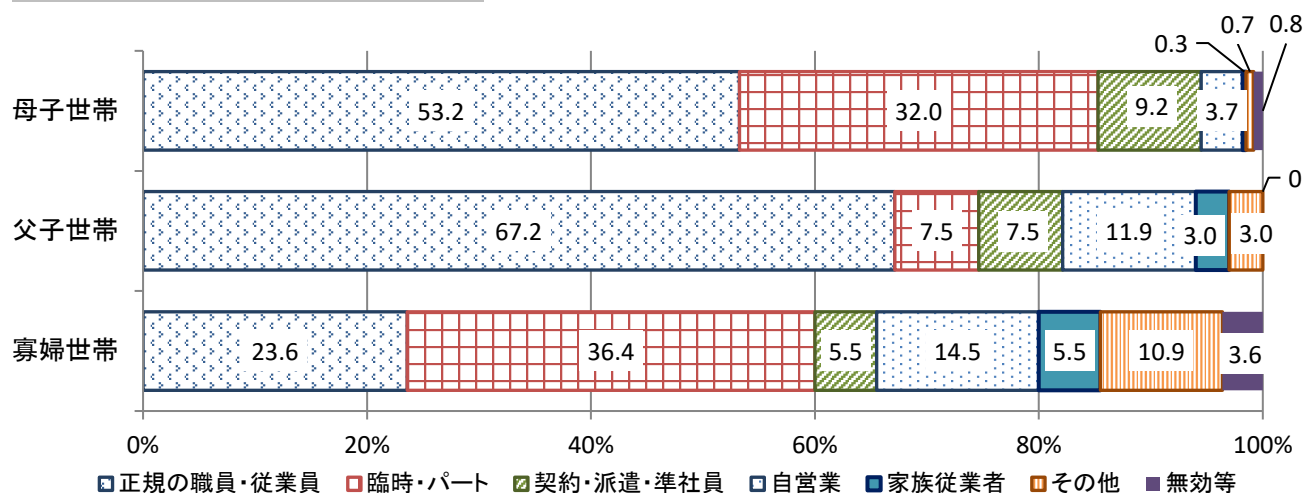


(注)調査対象：鳥取県内在住の16歳以上の者。回収率：47.4%(1,414/2,984(人))

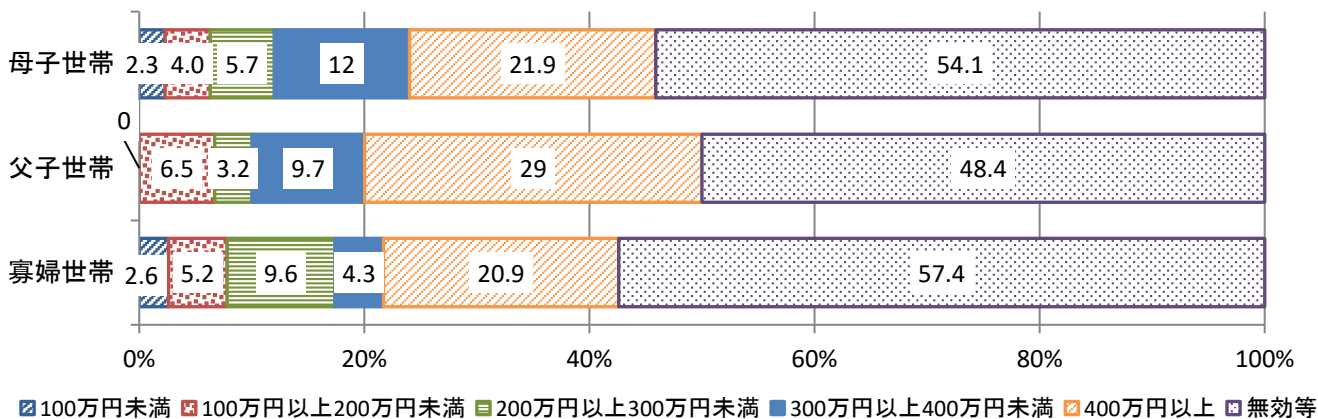
資料：鳥取県人権意識調査(令和2年)

平成30年の調査では、就業状態が臨時・パートである割合が母子世帯で32.0%、寡婦世帯で36.4%である一方、父子世帯の67.1%が正規の職員・従業員である。また、年間総収入が200万円未満の世帯が、母子世帯で6.3%、寡婦世帯では7.8%となっている。

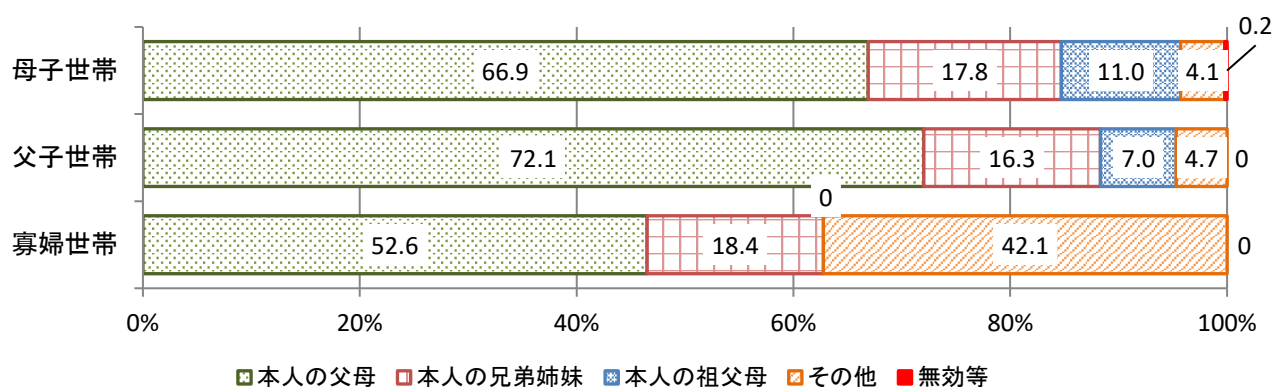
図B-9 ひとり親世帯の就業状況



図B-10 ひとり親世帯の年間収入



図B-11 ひとり親世帯の世帯構成



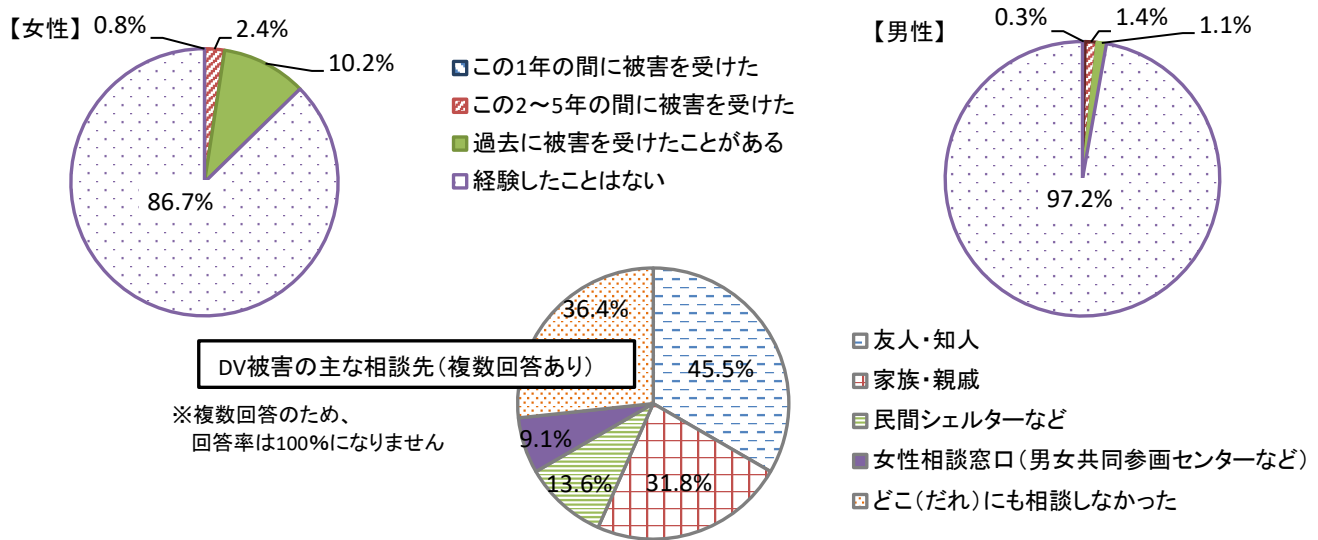
(注)複数回答のものや、小数点以下第二位を四捨五入してあることから、合計が100%に一致しないことがある。

資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成30年)

## 【重点目標5】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

令和元年の意識調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の30人に1人、男性の60人に1人がこの5年間にDV被害を経験している。またこの5年の間に被害を受けた人の4割がどこにも相談していない。

図B-12 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

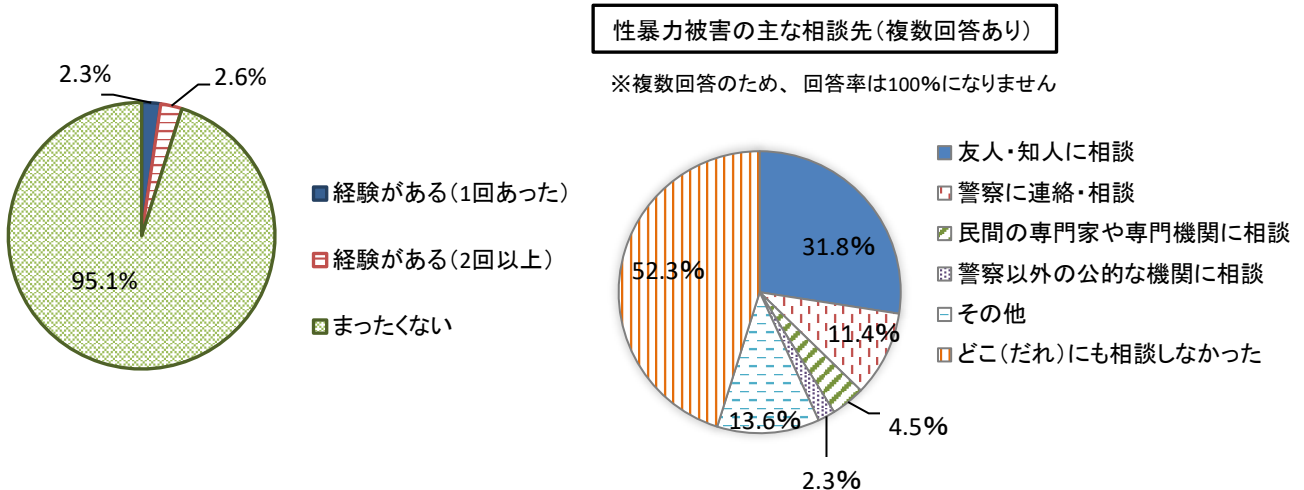


(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。

資料:鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

令和元年の意識調査によると、性暴力を受けたことがあると回答した人(4.9%)のうち、半数以上がどこ(だれ)にも相談しなかったと答えている。

図B-13 性暴力の被害経験

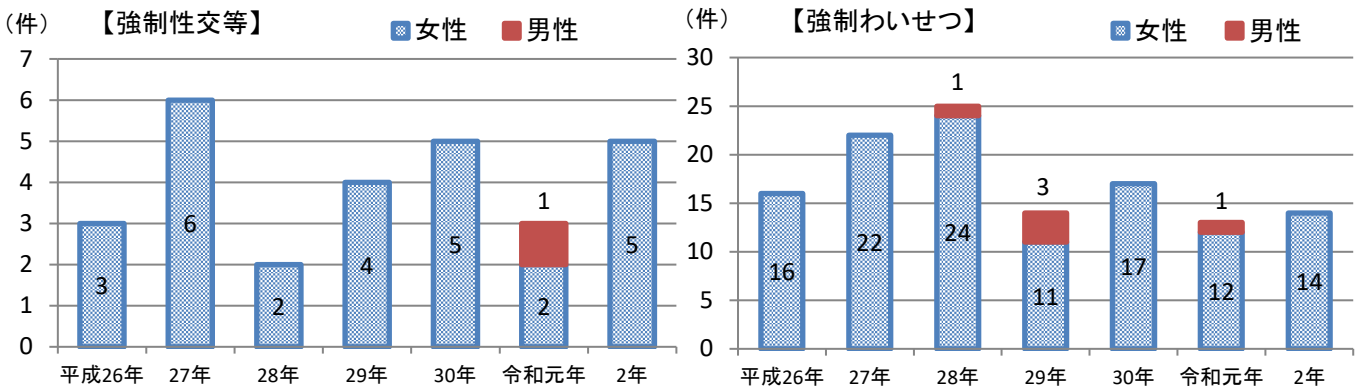


資料:鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)



令和2年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強制性交等は5件、強制わいせつは14件であった。

図B-14 性犯罪の認知件数(被害者の性別)

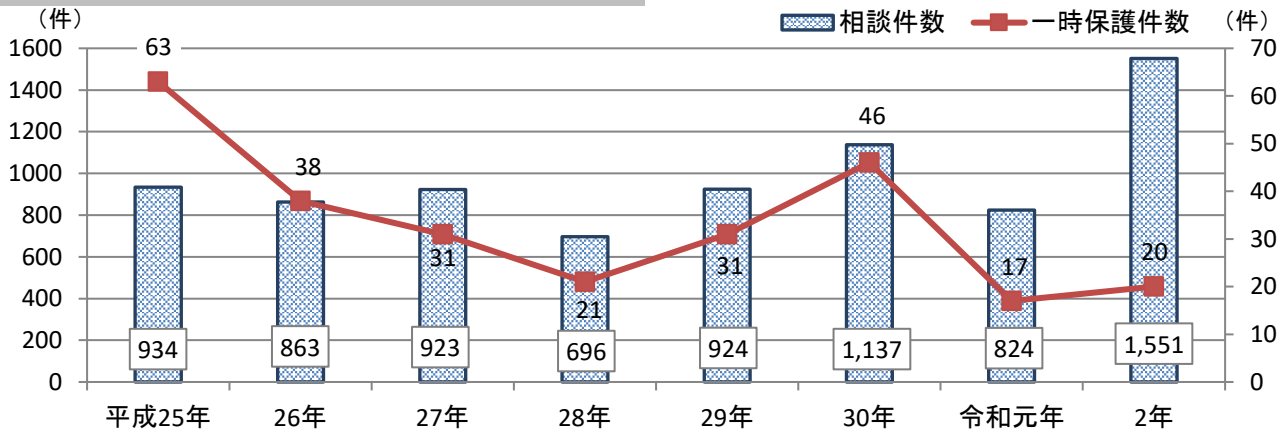


(注)強制性交等の数値については法改正前の強姦を含む。

資料:鳥取県警察本部「犯罪統計書」(令和2年)

令和2年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は1,551件である。前年に比べ大幅に増加し、DVを主訴とする一時保護数も前年より3件増加した。

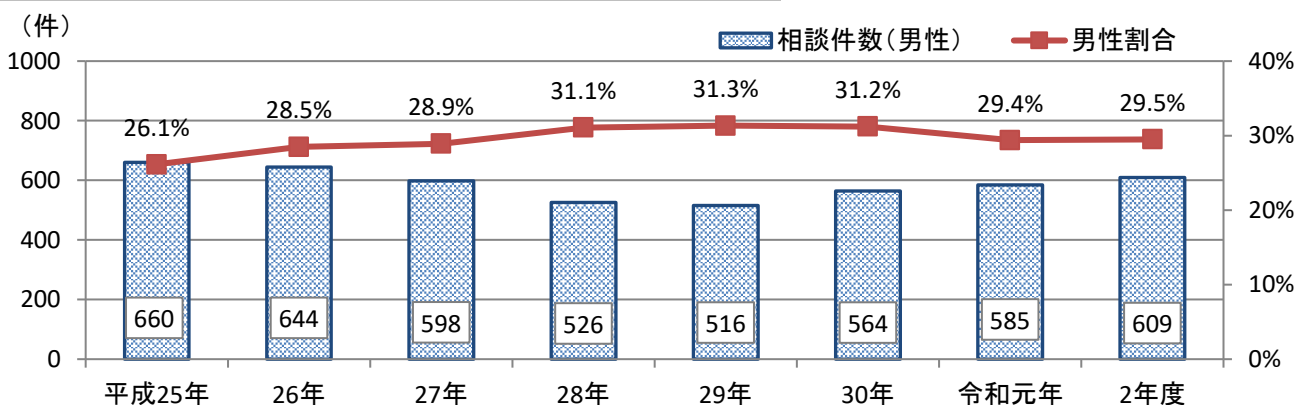
図B-15 DV相談件数、一時保護数の推移



(注)DV相談件数: 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱った件数。H26.1~「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含み、R2~暴力被害を含むものはDVを主訴とし計上。また、R2のみ、特定金額給付金に関する申請や照明に関する問い合わせを含む。一時保護件数: 当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む。)

令和2年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は609件で、総相談件数の29.5%を占めている。

図B-16 男女共同参画センターにおける男性相談の推移



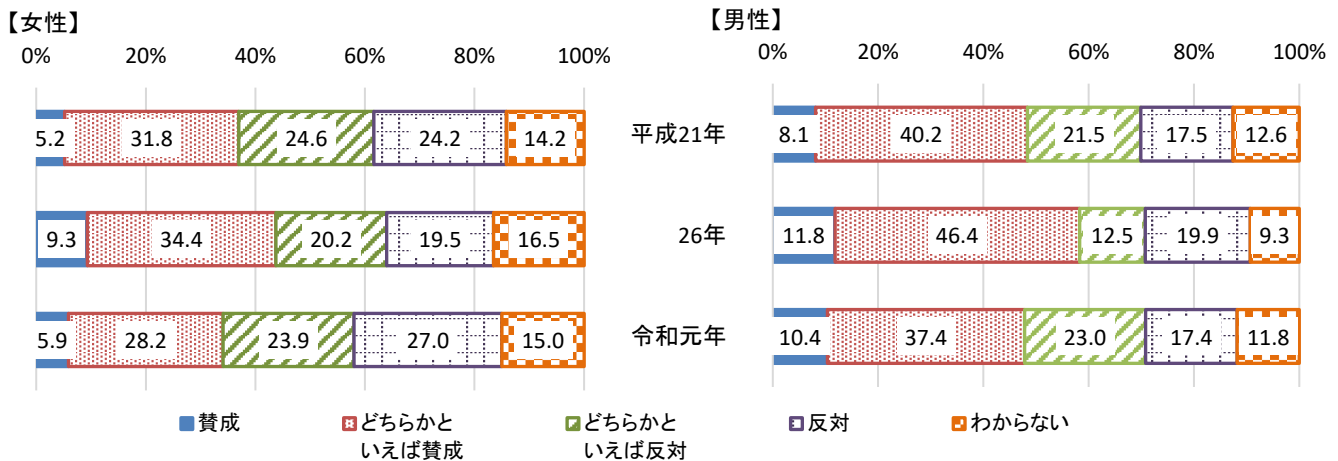
資料:男女共同参画センター(よりん彩)調べ

# テーマC：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

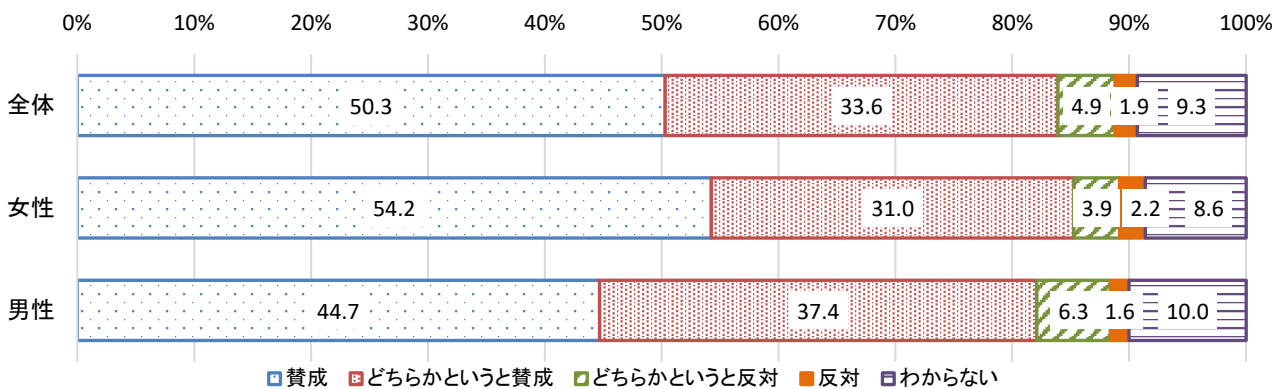
## 【重点目標6】男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

令和元年の調査によると、「男性も女性も外で働き、ともに家庭を守る」という考え方については、男女ともに8割以上が賛成している。また社会通念・習慣などにおいて、男女ともに7割以上が男性が優遇されていると感じている。

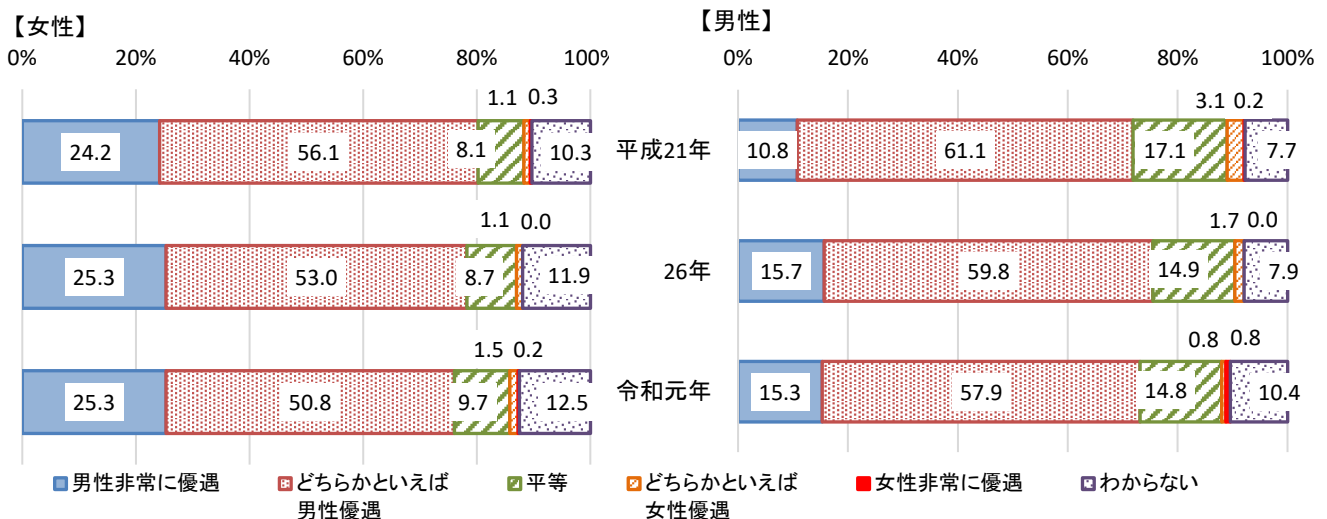
図C-1 男女の役割分担意識



図C-2 「男性も女性も外で働き、ともに家庭を守る」という考え方について



図C-3 社会通念・慣習などにおける男女平等感

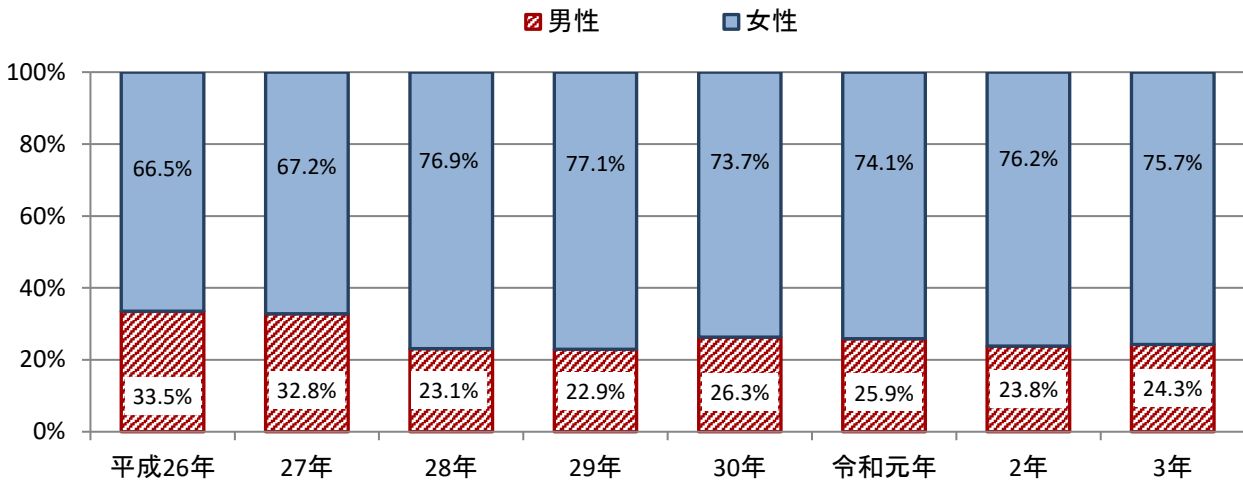


(注) 小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しないことがある。

資料：鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

令和3年の本県の子ども会役員1,339人のうち、男性は326人で24.3%、女性は1,013人で75.7%となり、男性の割合は前年と比べ0.5ポイント増加している。

図C-4 子ども会役員における男性の割合

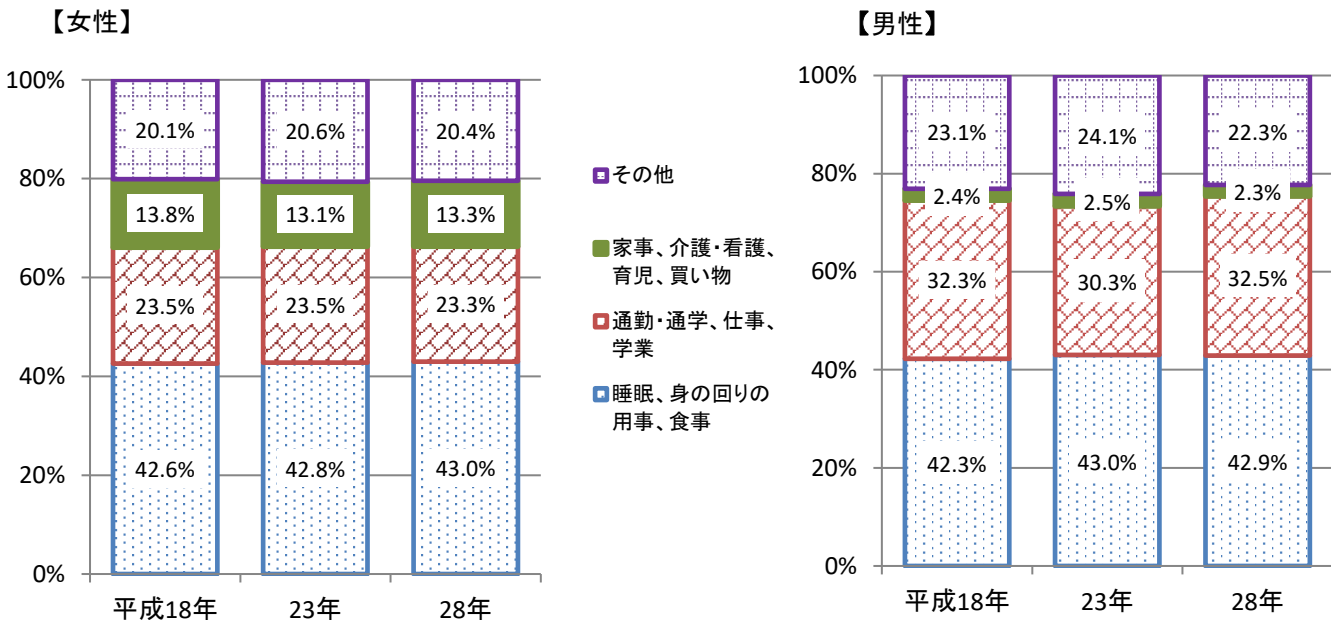


(注)各年4月1日時点。

資料:女性活躍推進課調べ

平成28年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が33分で平成23年に比べ3分減少し、女性は3分増加し3時間12分となった。

図C-5 男女有業者の週平均生活時間



(注)有業者:15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人で、家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

生活時間:一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動) 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料:総務省「社会生活基本調査」(平成28年)



鳥取県男女共同参画白書

～令和2年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書（資料編）～  
令和4年2月

発行／鳥取県令和新時代創造本部 女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

電子メール [jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp)